

平成25年第2回定例会

新十津川町議会定例会会議録

平成25年6月12日 開会

平成25年6月14日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

平成25年第2回新十津川町議会定例会

平成25年6月12日（水曜日）

午前10時開会

◎議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
 - 1) 事務報告
 - 2) 閉会中における委員会所管事務調査（審査）報告
 - 3) 例月現金出納検査結果報告
 - 4) 一部事務組合議会報告
- 第4 町長行政報告
- 第5 教育長教育行政報告
- 第6 一般質問
- 第7 委員会報告第2号 新十津川町議員定数等調査特別委員会調査報告について
（新十津川町議員定数等調査特別委員会委員長報告）
- 第8 請願第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算の確保・充実に向けた請願
（委員会付託）
- 第9 報告第2号 平成24年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第10 報告第3号 株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告について
- 第11 報告第4号 一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告について
- 第12 発議第3号 新十津川町議会議員の議員報酬に関する特別措置条例の制定について（内容説明まで）
- 第13 議案第31号 新十津川町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について（内容説明まで）
- 第14 議案第32号 新十津川町空き家等の適正管理に関する条例の制定について（内容説明まで）
- 第15 議案第33号 新十津川町長及び副町長の給料に関する特別措置条例の一部改正について（内容説明まで）
- 第16 議案第34号 新十津川町教育委員会教育長の給料に関する特別措置条例の一部改正について（内容説明まで）
- 第17 議案第35号 新十津川町税条例の一部改正について（内容説明まで）
- 第18 議案第36号 新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について（内容説明まで）
- 第19 議案第37号 平成25年度新十津川町一般会計補正予算（第2号）（内容説明まで）
- 第20 議案第38号 平成25年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

(内容説明まで)

第21 議案第39号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

(内容説明まで)

第22 議案第40号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

(内容説明まで)

◎出席議員 (11名)

1番	安中	経人	君	2番	西内	陽美	君
3番	青田	良一	君	4番	山田	秀明	君
5番	笹木	正文	君	6番	平沢	豊勝	君
7番	長名	實	君	8番	後木	幸里	君
9番	樋坂	里子	君	10番	西永	勝治	君
11番	長谷川	秀樹	君				

◎欠席議員 (なし)

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町	長	植田	満	君
副町	長	佐川	純	君
教育	長	熊田	義信	君
総務課	長	藤澤	敦司	君
住民課	長	小林	透	君
会計課	長	遠藤	久美子	君
保健福祉課	長	長谷川	雄士	君
産業振興課	長兼			
農業委員会事務局	長	高松	浩	君
建設課	長	三谷	和弘	君
教育委員会	次長	加藤	健次	君
代表監査委員		山本	忍	君

◎職務のために出席した者の職氏名

事務局	長	高宮	正人	君
-----	---	----	----	---

◎町民憲章朗誦

- 議長（長谷川秀樹君） 皆さんおはようございます。
開会に先立ち、町民憲章を朗誦いたします。皆さんご起立ください。
私が町民憲章と申し上げますので、引き続き、朗誦してください。
町民憲章。

〔町民憲章朗誦〕

- 議長（長谷川秀樹君） ご着席ください。
-

◎開会の宣告

- 議長（長谷川秀樹君） ただいまから平成25年第2回新十津川町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎議会運営委員会の報告

- 議長（長谷川秀樹君） 開議に先立ちまして、定例会の運営について、議会運営委員会の申し合わせ事項等がございますので、報告を求めます。

青田議会運営委員長。

〔議会運営委員長 青田良一君登壇〕

- 議会運営委員長（青田良一君）

〔説明の記載省略〕

- 議長（長谷川秀樹君） 議会運営委員長の報告が終わりました。
-

◎開議の宣告

- 議長（長谷川秀樹君） ただいま出席している議員は、11名であります。
定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員の指名につきましては、会議規則により、議長より指名いたします。
1番、安中経人君。2番、西内陽美君。両君を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
今定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本日から6月14日までの

3日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日より6月14日までの3日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1番の事務報告、2番の閉会中における委員会所管事務調査（審査）報告、3番の例月現金出納検査結果報告につきましては、お手元に配布のとおりでございます。

引き続き、一部事務組合議会報告を願います。

まず、私が関係しております石狩川流域下水道組合議会の報告を申し上げます。

去る5月21日開催の平成25年石狩川流域下水道組合議会第1回臨時会の報告をいたします。審議の内容は、報告1件、選挙1件、議案1件でございました。

報告第1号は、職員定数条例の一部を改正する条例についての専決処分でありまして、し尿等の共同処理に伴い、同条例第3条第1項第1号の組合長の事務局部局の職員定数10人を11人に改めるという内容であります。専決処分年月日は、平成25年3月28日となっております。承認いたしました。

選挙第1号は、副議長の退任に伴う副議長の選挙でありまして、赤平市選出の若山武信議員が副議長に指名推薦されました。

議案第2号は、監査委員2名のうち1名の任期満了に伴う監査委員の選任でありましたが、識見を有するものとして宮崎英彰氏を選任いたしたいとするもので、それに同意をいたしました。

以上で、平成25年石狩川流域下水道組合議会第1回臨時会の報告といたします。

引き続き、西空知広域水道企業団議会の報告を、青田良一君よりお願いいたします。

〔3番 青田良一君登壇〕

○3番（青田良一君） それでは、去る5月16日に開催されました、西空知広域水道企業団臨時議会の内容について、報告を申し上げます。

議案第4号といたしまして、監査委員の選任について同意を求めるという形での議案でございます。ご承知のとおり、西空知広域水道企業団監査委員として、山本さんがお勤めございましたけども、任期が切れたため、再度、選任したいという形での植田企業長からの提案がございました。全会一致でこれに同意するという事で決定をみましたので、ご報告を申し上げます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 西空知広域水道企業団議会の報告を終わります。

引き続き、中空知広域市町村圏組合議会の報告を、西永勝治君よりお願いいたします。

〔10番 西永勝治君登壇〕

○10番（西永勝治君） 平成25年5月21日召集の中空知広域市町村圏組合議会第1回臨時会の報告をいたします。

選挙第1号、議長の選挙についてでございます。このことにつきましては、平成25年3月22日付けで中空知広域市町村圏組合議会議長、獅畑輝明議員より組合議員を辞職する旨の申し出があり地方自治法第118条2項の規定により指名推薦で議長より、赤平市の若山武

信議員を推薦、中空知広域市町村圏組合議会議長に決定いたしました。

議案第1号、平成25年度中空知広域市町村圏組合交通遺児奨学事業特別会計補正予算(第1号)でございます。歳入歳出予算の総額に22万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を85万円とするものであります。このことにつきましては、奨学費の当初予算28万8千円に高校生3名分の予算をしておりましたが、小学生1名、高校生2名の対象者が増加したことによる補正でございます。

議案第2号、監査委員の選任でございます。監査委員宮崎英彰氏が、5月28日に任期満了となることによるものであります。引き続き、宮崎英彰氏が再任されました。以上、中空知広域市町村圏組合第1回臨時会の報告といたします。

○議長(長谷川秀樹君) 中空知広域市町村圏組合議会の報告を終わります。

引き続き、滝川地区広域消防事務組合議会の報告を、長名實君よりお願いいたします。

〔7番 長名 實君登壇〕

○7番(長名 實君) 去る5月8日召集されました、滝川地区広域消防事務組合議会第1回臨時会の報告をいたします。

議案は1件でありまして、内容は動産の取得ということで、雨竜消防の第1分団の車両、水槽付消防ポンプ車の更新ということでありました。車両の名称は、水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型。性能は、水槽容量が2千リットルということで、契約の方法は、指名競争入札であります。契約の金額は3,118万5千円であります。契約の相手方は、札幌市東区北丘珠5条4丁目3番1号、田井自動車工業株式会社、代表取締役、田井秀典でございます。以上で消防議会の報告といたします。

○議長(長谷川秀樹君) 滝川地区広域消防事務組合議会の報告を終わります。

引き続き、中空知衛生施設組合議会の報告を、後木幸里君よりお願いいたします。

〔8番 後木幸里君登壇〕

○8番(後木幸里君) それでは、平成25年第1回中空知衛生施設組合議会臨時会の報告を申し上げます。

25年5月21日、滝川市において会議が行われました。議案につきましては、選挙第1号と議案第1号でございます。選挙第1号は、副議長の選挙でございますが、副議長につきましては、赤平市の議長が前任者でありましたが、赤平議長が交代いたしましたので、新たに赤平市議長の若山武信氏が選挙において、選任されました。

それから、監査委員の選任については、組合長から要請がありまして、有識者の前任者といえる宮崎英彰氏が選任されました。ちなみに、宮崎氏は、平成21年より現在に至っておりますが、今回の改選で再任ということでございます。以上でございます。

○議長(長谷川秀樹君) 中空知衛生施設組合議会の報告を終わります。

引き続き、空知教育センター組合議会の報告を、西内陽美君よりお願いいたします。

〔2番 西内陽美君登壇〕

○2番(西内陽美君) おはようございます。去る5月21日に開催されました平成25年空知教育センター組合議会第1回臨時会の報告をいたします。

日程第5、行政報告でございます。前田康吉組合長から、昨年11月に滝川市に無償譲渡した滝川市緑町の旧空知教育センターの施設については、3月に民間企業に売却され、現在、解体が進められていること。また、文京町の新施設の隣には、市営の文京台ソフトボー

ル場2面が5月26日にオープンするとの報告がございました。また、当センターの組織体制については、前所長、田代雄一氏の辞任に伴いまして、新所長に元新十津川中学校長、高瀬裕二氏が就任されたとの報告がございました。

日程第6、選挙第1号でございます。芦別市の池田勝利副議長が、5月14日付けで組合議員を辞退したことに伴いまして、同じく芦別市、松田保議員が副議長に決定をいたしました。

日程第7、議案第1号、監査委員の選任については、宮崎英彰監査委員が再任されました。以上申し上げまして、空知教育センター組合議会第1回臨時会の報告を終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 空知教育センター組合議会の報告を終わります。

以上で、一部事務組合議会の報告を終わります。

これで、日程第3、諸般の報告を終わり、すべて報告済みといたします。

◎町長行政報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、町長行政報告を行います。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） 改めましておはようございます。それでは、平成25年第1回定例会以降における行政報告を申し上げます。お手元に資料を配布させていただいているかと思えます。各課ごとに何点か読み上げさせていただいて、報告に代えさせていただきたいと存じます。

まずはじめに、総務課の関係から申し上げます。

叙勲の関係でございまして、春の叙勲において、永年にわたり教育の振興に貢献された元新十津川小学校校長の工藤健様が瑞宝双光章を、ふるさと公園に設置の宇宙測地観測場看守としてご尽力された小林喜代治様が瑞宝単光章を受章し、去る5月の21日と22日の両日にわたりまして、それぞれ役場の方に来られまして、受章の喜びを報告していただいたところでもございます。改めて、この度の受賞に対して祝意を表したいと存じますし、これからの益々のご活躍をお祈りするところでもございます。

続きまして、母村、母県の交流ということでございまして、去る4月21日、十津川村長選挙が行われまして、更谷慈禧村長が4期連続当選をされたところでもございます。5月14日に、議長さんとピンネ農業協同組合長さんと共に表敬訪問をさせていただきました。翌15日には、奈良県庁を訪問いたしまして、知事と県議会議長に、今月の6月20日執行されます開町記念式にご案内をさせていただきました。式典当日は、知事はあいにく公務により欠席ということでございまして、代わって、松谷副知事をご出席をされるということに報告を受けてございます。120年の時にも、知事にご案内申し上げたところでもございますけれども、残念ながら、120年も出席が叶わなかったということで、今回もこのように公務のために欠席でございます。誠に残念ではございますけれども、松谷副知事が代わってご出席をさせていただけるということでございますので、そういったことで非常に喜んでいるところでもございます。

次に、国、北海道への要望事項ということでございまして、平成26年度の事業要望について、5月23日に札幌開発建設部滝川道路事務所、同じく札幌開発建設部の滝川河川事務

所、空知総合振興局札幌建設管理部滝川出張所に対しまして、滝川道路事務所に対しましては、国道275号、451号の整備促進について要請をさせていただきました。滝川河川事務所に対しては、石狩川築堤の早期完成ということで要請をさせていただき、また、町内を流れる一級河川の河床の土砂上げなどについて、これらにつきましては、空知総合振興局の札幌建設管理部滝川出張所に対して要望をさせていただいたところでございます。

なお、6月の6日、7日の2日間にわたりまして、これは議長さんも出席されましたけれども、石狩川治水促進期成会、それから国道451号の整備促進期成会の両期成会でもって、石狩川、国道451号の整備要望について、関係省庁に対して要望をさせていただいたところでもございます。

続きまして、まちづくり懇談会でございます。まちづくり懇談会は、4月の19日から文京区を皮切りに、全8行政区で173名の方々と懇談を行いました。今年度は、まちづくり読本の予算版や行政区会館の耐震診断結果、自主防災組織についてを説明させていただきました。また、地域の皆さん方からいただいた意見、要望等につきましては、既に実施しているものもございすけれども、可能なものにつきましては順次取り進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご報告とさせていただきます。

続きまして、会計関係について申し上げます。

平成24年度会計閉鎖の関係でございまして、平成24年度の各会計につきましては、5月31日に会計閉鎖を行いました。一般会計の歳入総額は59億4,240万4,139円でございます。歳出総額は57億7,314万6,714円ということで、歳入歳出差引額は1億6,925万7,425円となりました。繰越明許費の一般財源分590万3千円を平成25年度に繰り越し、差引実質収支額は1億6,335万4,425円を地方自治法第233条の2の規定によって財政調整基金に積み立てをさせていただきました。これに伴いまして、基金の現在高は39億6,792万2,237円となっております。一方、収入の未済額でございすけれども、町税及び公営住宅使用料を含め、一般会計については1,229万7,410円、国民健康保険特別会計につきましては855万2,031円となりました。

次に、住民課の関係について申し上げます。

人口の動態につきましては、5月31日現在の人口は7,023人で、前年比54人の減少となっております。世帯数は2,960戸で、前年比1戸の増加となっております。また、65歳以上の高齢者数をみますと、2,402人と前年対比で47人増加し、高齢化率は34.2パーセントと前年より0.9ポイント増加となっております。人口移動が最も多い3月の1日から5月31日までの人口動態ですが、転入が89人の方、転出が100人でありまして、出生が9人、死亡が14人と合わせて単純の増減では、16人の減少ということになってございます。

次に、交通安全及び防犯の関係でございすけれども、交通事故の発生状況でございすけれども、平成25年3月1日から5月31日までの発生件数は1件でございました。死者数は0名ということでございます。よって、昨年の4月23日に発生した交通死亡事故から5月31日までに死亡事故の発生がなかったことから、現在の交通事故死ゼロは403日ということになってございます。また、町民の皆さん方にいろいろとご協力をいただきながら、この日にちを前回は上回るような方向で、取り進めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、防犯についてでございすけれども、本年2月1日から5月31日までの本

町における犯罪発生件数は11件でございました。すべて窃盗で、前年同期と比べまして2件減少ということになってございます。また、行政区管理防犯灯956基のLED化工事を5月28日に発注をさせていただきました。完成につきましては、10月30日ということになってございます。これまでもお話しておりますように、節電、CO₂の削減など早期の効果が発現できるものとして、今、期待をいたしているところでございます。

続きまして、環境衛生の関係について申し上げます。

春の町内の一斉清掃実施事業は、5月末までに行政区、老人クラブ、事業者等の賛同をいただいて延べ17団体でもって実施いたしまして、道路や河川などの環境美化を行っていただきました。本当に地域の皆さん方のご協力に感謝を申し上げたいというふうに思っております。

次に、不法投棄の件でございすけれども、町内8か所に廃棄物の不法投棄防止看板を設置いたしまして、防止啓発を呼びかけております。ただ、残念ながら、平成25年4月1日から5月31日までの不法投棄件数は、町内で4か所発生してございまして、テレビ、古タイヤなど13件を回収したところでございます。

続きまして、町税の関係でございすけれども、町税の平成24年度収納率について申し上げます。現年度分町税は、5税合計の収納率は、99.46パーセントでありまして、前年と比べまして0.28ポイント上昇しております。滞納繰越分については、18.62パーセントで前年と比べて2.24ポイント、逆に低下しているということでございます。主な税目の現年度分の収納率につきましては、個人住民税で99.85パーセントで前年と比べて0.07ポイントの低下、固定資産税では98.90パーセントで前年と比べまして0.49ポイントの上昇、軽自動車税では99.85パーセントで前年と比べて0.05ポイント上昇ということになってございます。また、国民健康保険税につきましては、99.75パーセントであり、前年と比べて0.62ポイント上昇をいたしているということでございます。また、後期高齢者医療保険料については、前年と同様に100パーセントでございました。

次に、保健福祉関係について申し上げます。

まず最初に、ふるさと学園大学でございすけれども、ふるさと学園大学については、5月9日、入学式が行われまして、203名の方が入学をしていただきました。本大学を通じまして、健康や体力の維持増進に努めていただければというふうに思っております。大学生の皆様方の活躍ということを、お祈りいたしたいというふうに考えております。

続きまして、保育園の関係でございすけれども、保育園の運営状況について申し上げますと、4月の1日当初の入園児童数は56名でしたが、途中退園1名、途中入園1名、赤平市からの広域入所が1名であり、6月1日時点では57名の入園者数となっております。平成24年度に比べますと、6月1日現在で1名の減となっております。また、送迎バスについては、花月方面4名、大和、徳富方面2名の計6名の園児が利用されておられまして、本年度につきましても、2系統をバス1台によって運行をいたしているという状況でございます。

次に、児童館の利用状況でございすけれども、平成24年度の利用実績は、年間開館日数が353日で、総利用者数は小学生で1万6,259名、中学生で507名、その他634名で、合計1万7,400名ということになってございまして、前年比より2,302名が減となっております。1日平均では、49.3名が利用されておられます。本年度は、4月、5月の2か月間で、

開館日数が61日、利用者数で小学生が3,596名、中学生が139名、その他116名で、合計3,851名ということでもって、前年同期から比べますと514名の方が、多くの方が利用されてるといいう状況でございます。

続きまして、次ページにいきます。

感染症予防の関係でございますけれども、予防接種の4月の実施状況でございますけれども、二種混合ワクチンが10名、三種混合ワクチンが5名、四種混合ワクチンが14名、不活化ポリオワクチンが4名、麻疹、風疹混合ワクチン16名、高齢者肺炎球菌ワクチン2名の方が接種をいたしております。4月から定期予防接種になりましたヒブワクチンは15名、これは予防接種法の一部改正に伴ってのことでございまして、4月から定期予防接種となりましたヒブワクチンは15名と小児肺炎球菌ワクチンは17名、子宮頸がんワクチンが12名の接種ということになりました。

次に、産業振興課の関係について申し上げます。

まず、農林畜産関係について申し上げます。水稻の関係でございます。水稻の作付け予定面積は3,626.86ヘクタールということで、前年度対比で36.54ヘクタールの増となっております。この増の要因につきましては、地域間調整によるものでございまして、なお、主食用につきましては3,626.86ヘクタールのうち、3,429.14ヘクタールが主食用米ということでございます。また、春先からの低温が続きますと融雪も大幅に遅れ、農作業への影響が懸念されましたが、5月下旬からの好天にも恵まれて、移植作業も順調に進み、ほぼ移植作業については終えられたものというふうに思っております。ちなみに、6月1日、普及センターで発表してございます農作物の生育状況でございます。これ水稻に限ってのみ申し上げますけれども、生育状況については、6月1日で5日遅れということになってございます。ですから1日から今日12日でございますので、ほぼ、平年ベースになったのかなというふうな思いをいたしてございます。

続きまして、有害鳥獣対策でございますけれども、アライグマ捕獲用箱わなの購入助成事業を今年度から開始いたしました。助成額は購入費の2分の1以内で、上限額は1基7千円としてございまして、5月末現在で4人から6基分の申請がありまして、すべて交付決定をさせていただいたところでもございます。

次に、商工業の関係でございますけれども、中小企業事業資金保障融資の関係でございます。平成24年度の実績でございます。設備資金で2社2件、1,500万円、運転資金で2社2件で800万円の融資を実行いたしました。また、利子補給補助につきましては、10社12件となっております。

次に、ファームインの関係で申し上げますと、本年度も関西方面を中心として中学校、高等学校24団体の子どもたちを21戸の農家が受け入れをしてくれることとなっております。5月26日には大阪府の貝塚市立第4中学校の生徒41名を、まず最初に受け入れをさせていただいたということでございます。

続きまして、建設課の関係を申し上げます。

融雪期の出水対策でございますけれども、3月21日から26日までの間に、1号線川及び墓地谷川の2河川の雪割作業を実施いたしました。融雪期における河川被害としては、5月中旬までの日照不足と低温により河川が一気に増水することなく経過したものの、学園沢川では倒木による流水障害、更には、墓地谷川では浸食被害が発生しまして、5月11日

と13日にそれぞれ原形復旧済みということにさせていただいております。

次に、工事の発注状況でございますけれども、6月1日現在における建築、土木、林業関係の工事発注状況は、本年度当初予算43本のうち、発注済み本数で9本となっております。発注額につきましては5,965万6千円で、発注率は予算額対比で13.1パーセントで、本数では20.9パーセントということになってございます。また、町道の整備では、道路維持改良など15本のうち3本を発注済みとしてございます。

次に、内水対策の関係を申し上げますと、6月の10日でございます。昨日、一昨日になりますけれども、これはテレビ放映もされておられました。新十津川、袋地沼、下徳富の3地区の救急排水場において、ポンプの設置及び設備機器の作動訓練を実施いたしましたところでございます。なお、当日、防災士10名の方が訓練状況を視察研修をされたということになってございます。

次に、国営開発事業の件について申し上げます。平成24年度末の進捗状況は、樺戸地区が99.8パーセント、樺戸二期地区では96.2パーセントとなっております。昭和62年度に着工いたしました樺戸地区は本年度で完了することとなり、本町の区域内では、完工へ向けての整備工を実施するのみとなりました。また、樺戸二期地区は徳富ダムの完成に向けて、現在行っている試験湛水のほか、ダム周辺の整備工を実施することとなっております。湛水試験の状況については、融雪の遅れによりまして常時満水位までの到達時期が遅れたものの、5月の18日と19日の両日にわたりまして、関係4町の町民を対象にいたしまして一般公開が行われまして183の方が見学をされておられます。その他、新雨竜注水工の未整備部分の工事を進めるとともに、総富地注水工においても一部区間で通水試験が予定をされているところでございます。

以上を申し上げまして、平成25年第1回定例会以降における行政報告とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、町長行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、教育長教育行政報告を行います。

教育長。

〔教育長 熊田義信君登壇〕

○教育長（熊田義信君） 改めておはようございます。議長のご指示をいただきましたので、第1回町議会定例会以降の教育行政報告を申し上げます。恐れ入りますが、お手元に教育行政報告書を配付させていただいておりますので、主なものを申し上げさせていただきます。

最初に教育委員会関係でありますけれども、3月定例会以降3回の定例教育委員会と1回の臨時教育委員会を開催しております。主だった協議事項を付け加えさせていただきます。3月26日においては、小学校児童に安全かつ的確にフッ化物洗口を実施するための実施要項を制定しております。4月15日においては、学校主任の命免の報告及び特別支援教育連携協議会の任命、学校評議員の委嘱について協議をしているところであります。5月17日においては、児童生徒就学援助費受給者の認定を行っております。その認定者の状況については、生活保護、特別支援学級を含めた全体で68世帯、92名でありまして、全児童

生徒数の割合では16.7パーセントという状況になってございます。3月12日の臨時会は、平成25年度当初教職員人事異動の内示を行っております。

続きまして、小中学校関係の6月1日現在の児童生徒数でございますけれども、小学校は351名、中学校は199名、合わせて550名ということでございます。昨年同期は556名でありましたので、比較すると6名減という状況になっております。学級数については、先の定例会の行政報告でも説明したとおり、中学校1年生が3クラス編成となっており、合計で7クラスという状況でございます。教職員の関係では昨年に引き続きまして、町内の小中連携を高めるため巡回指導教員の配置を受けており、中学校の数学担当教諭が小学校の高学年5、6年生の算数のTTとして、学力を向上するためのその指導と授業づくりに関わる支援を行っております。更に、町費単独によります教職員も、従前同様小中学校に一人ずつ配置をしているほか、本年度は同教委の退職教員活用事業によりまして、小中ともに1名ずつ増員配置をしている状況になっております。そのようなことなどから、中学校においては主要5科目もちろんのこと、全ての科目において免許保有の教職員での授業が行われていることも報告させていただきたいと思っておりますし、特に、数学教科ではかなりの割合でTT指導の体制がとれ、学力向上に努めているところでもございます。

次に、小学校児童に対するフッ化物洗口でありますけれども、4月中の一月は水道水による練習を行いまして、5月7日から本格実施ということで実施をしております。虫歯予防対策の一環として集団による口臭衛生の観点から、実施日や毎週火曜日の授業終了後に行っているところでございます。安全性は確認されておりますけれども、保護者に対し承諾の有無を確認し、合意形成と共通理解をいただいた87.2パーセントに当たる児童306名に対しての実施という状況になっていることも付け加えさせていただきたいと思っております。

続きまして、全国学力学習状況調査でありますけれども、本年度は4月24日、従前の国語、算数、数学の教科を実施したところでございます。

次に、2ページのスクールカウンセラーについて説明をさせていただきたいと思っております。心のケアのために専門的な立場から児童生徒や保護者へのカウンセリング活動を始め、教職員への助言や個々の事例に対するコンサルテーションなどの適切なアドバイスができるように、継続の配置を受けているところでございます。なお、カウンセリングやコンサルテーションが円滑にできるようにカウンセラー室の環境整備も現在行ってございまして、まもなく利用できる状況でございます。

次に、小学校特別クラブの加入状況でありますけれども、少年少女合唱団が14名、獅子神楽が17名、スクールバンドが31名で、3年生以上の希望者を持って4月15日から活動をスタートしているところでございます。

ここには掲載されておられませんけれども、小学校の運動会をいつもと同様の6月第1土曜日であります6月1日に開催をさせていただきました。近年にないくらいの温かい天候の中での開催でありましたけれども、今年は融雪の遅れなどから水稻の移植作業真最中の時期にもかかわらず、議員各位をはじめ、大勢の方がから子供たちに応援をたまわりましたことを、私の立場からも感謝とお礼を申し上げたいと思っております。

次に、中学校課外活動でありますけれども、野球部では5月5日に開催されました、高畑杯争奪中空知野球大会では第3位というふうに入賞されておりますので、これからの活躍に期待をしたいところであります。次に、6月3日、芦別市において開催されました、

中空知中体連駅伝大会におきましては6位という結果でございました。この駅伝大会におきましては、長い歴史があったわけではありますけれども、中体連組織が来年度から中空知と北空知が統合することになっておりますことから、最後の駅伝大会ということをお願い添えさせていただきたいと思っております。なお、昨日、開催されました中体連中空知陸上競技大会において、女子のリレーで見事優勝という素晴らしい結果を取っていただきました。7月29日から釧路市で開催される全道大会の出場権を獲得をしたという結果でございます。そのようなことも含めながら、これから開催されます中体連中空知、あるいは空知大会での各種競技も含めて、新中生らしい頑張りや粘り強い力を発揮してくれるものと期待をしております。

続きまして、中学校の部活動の加入状況でありますけれども、クラブ名についてはご覧のとおりでございます。全生徒の84.4パーセントが、それぞれのクラブに加入していることを説明させていただきたいと思っております。

次に、これもちょっとここに掲載されておられませんけれども、新中の修学旅行のことについてお知らせをしたいと思います。今年は、5月15日から17日までの2泊3日の日程で、以前行っておりました東北方面に修学旅行先を戻し、世界遺産の中尊寺をはじめ、松島や被災地の復興状況の現場などの視察を行い、往復飛行機利用で実施したところでございます。

次に、少し前の話になりますけれども、中学生の高校受験の話であります。第1回定例会が終了したあとの3月18日に発表がございました。見事、全員が当初志望していた高校への進学が決定をしたところであります。母村から寄贈をたまわった檜の机で義務教育最後の仕上げをしたことなども、この合格に結びつく大きな要因になっているものと、改めて母村の心温まる配慮に感謝を申し上げるところであります。このことは、そういうことと本人の努力のたまもの、家族の支えなども当然あったところでありますけれども、このことが新中のこれからの良き伝統となって継続していくよう、家族、地域、学校、教育委員会など、それぞれの役割とそれぞれ各々連携を図り対応していきたいというふうに考えているところであります。

次に、教育関係の各団体の役員構成を載せてございますので、お目通しをいただきたいと思います。

続きまして、3ページの給食センター関係でありますけれども、平成27年度から雨竜町への児童生徒へ給食を提供すべく、費用負担の内容等について、3月27日、雨竜町との学校給食事務委託協定書を、それぞれの町長の調印式を行ったところでございます。

また、4月12日にはJ Aピンネゆめぴりか生産組合から、新米75kgを児童生徒に食べてもらいたいとの寄贈をたまわりまして、さっそく4月15日の給食に使用をさせていただきました。子供たちも地元で生産された北海道米のエースブランド、ゆめぴりか米をおいしく食べることができ、感謝の気持ちを表しておりました。ゆめぴりかを生産されている皆様方から子供たちの健やかな成長をもって、おいしいご飯を食べてほしいという心温まる配慮に、心からお礼を申し上げるところでもございます。

そして、給食費の保護者負担金の関係でありますけれども、平成24年度においても完納ということで、8年連続収納率100パーセントになったということも報告をさせていただきたいと思っております。

次に、農業高校の入学関係でありますけれども、これもご承知のことと思いますけれども、ほぼ定員に近い37名ということをごさいます。そのうち新中からは6名の入学ということになってごさいます。6月1日現在の在籍生徒数は99名で、学級数は3クラス、教職員は18名ということになってごさいます。部活動では、テニスの個人ダブルスの部で3位入賞ということを果たしました。25年ぶりの全道大会出場を決める快挙ということでありまして、一間口の高校から全道大会への出場は極めて珍しく、個人の努力はもちろんでありますけれども、学校全体で生徒個々に向き合った適切な指導などが功を総じているものというふうに思っているところでごさいます。

次に、高校配置計画の関係でごさいます。5月1日、平成25年度公立高等学校配置計画地域別検討協議会が滝川市で開催され、それぞれ北空知学区の関係者の意見を集約をしたところでごさいます。その後、道教委で検討を重ね、6月4日、中学校卒業者の状況等を踏まえながら、進学希望者数に見合った定員を確保することを基本として、平成26年度か28年度までの具体的な高校配置計画案と、29年度から32年度までの見通しが公表されました。空知北学区においては、従前から発表されております奈井江商業高校の商業科が平成27年度から1学級減は変わってごさいません。

なお、平成29年から32年度までの4年間の見通しで5項目の課題が示されております。これは、この4年間に於いて5から6学級相当の調整が必要ということ。2点目が、定員の状況や、これまでの調整を踏まえた定員調整の検討が必要ということ。3点目が、滝川市内において、市立高校を含めた定員調整の検討が必要ということ。4点目が、欠員が40人以上生じている学校について学科の見直しや、定員調整等について検討が必要。5点目が、小規模校において中卒者の状況や欠員の状況勘案し、学級減や再編整備を含めた配置のあり方の検討が必要というようなことの提示がごさいました。今後、7月ごろを開催予定の第2回の地域別検討協議会を経て、9月上旬に正式決定というスケジュールになっていることを申し上げたいというふうに思います。

続きまして、4ページをお開き願いたいと思います。

とっぷ子どもゆめクラブの関係でありますけれども、5月11日に発会式が行われ69人の小学生が入会し、それぞれ活動を始めているところでごさいます。

次に、シニアリーダー会アザレアは、現在、会員10名というふうになっておりまして、少しずつではごさいますけれども増加傾向でありまして、アザレアの使命を果たすべく諸行事等への支援等積極的にかかわってもらっているところでごさいます。

次に、PTA連合会のことありますけれども、4月26日に総会が行われまして、会長には新中PTA会長であります小林洋氏が選任されてごさいます。

次に、6月9日、町民会議とPTAの共催によります青少年健全育成のつどいが、議員各位の参加をたまわり開催をされました。今年の作文については、特に中学生の出展も多くごさいます。合計で310点ご応募がごさいました。当日は、最優秀作品9名の児童生徒から夢や希望、そして、願いなどをテーマにした作文を発表をしていただきました。それぞれしっかりした考え方や、客観的な根拠を基に将来の夢や希望を叶えるための、それぞれの努力目標等も含めた素晴らしい発表となったのではないかなというふうに思います。最優秀に選ばれました児童生徒はご覧のとおりでありますけれども、中学生の部で最優秀賞に輝いた斉藤真奈さんについては、来る、7月16日に月形町で開催されます、少年の主

張空知大会に出場しますので、更に、次の大会につながる素晴らしい発表になることを期待しているところでございます。

次に、体育施設の指定管理者でありますNPO法人体育協会の理事会が5月30日に開催され、新役員が決定をいたしました。長年にわたり町民の体育振興にご尽力をたまわりました高宮理事長が勇退されました。今までに、あらゆる競技の振興発展に関わっていただき、本町のスポーツ基盤づくりにご貢献をたまわったことに、改めて感謝とお礼を申し上げるところでございます。

なお、新理事長には、従前まで副理事長でありました吉田邦男さんが就任されたところでございます。

次に、少年団の関係では4月8日に理事会があり、本部長には東勝美氏が選任されてございます。加盟団体は、本年度からバスケット少年団が結成され、全部で8団体208名の子供が団員として文化スポーツに取り組んでいるところでございます。

次に、6ページをお開き願いたいと思います。

教育委員会が管理をしている体育施設のオープンでございますけれども、パークゴルフ場以外の屋外体育施設については予定通り4月28日にオープンすることができました。パークゴルフ場については融雪の遅れがあったことなどから、4月23日、パークゴルフ協会の会員の皆様方の協力によりまして、雪割ボランティアをしていただき融雪促進をはかっていただき、5月3日のオープンを予定しておりましたけれども、雨のため翌日の5月4日からのオープンとなっております。それぞれNPOの体育協会で適切に管理運営をしていただいているところでもございます。

次に、平成24年度の社会教育施設の利用状況でありますけれども、スキー場を除く利用人口は10万3,981人で、前年比4,577人多い状況になりました。スキー場を入れた全施設の使用料金については2,144万841円となり、前年比167万2,107円、率にして7.8パーセントの増という結果になってございます。

特に、利用が増えた施設については、昨年、イースタンリーグ戦の招致をしたピンネスタジアムの利用と滝川市のプール改修工事の関係で、本町の温水プールへの利用が増えたことが顕著であったというふうに思っております。

また、全体的に人口減に伴って利用者の減少傾向の中にもかかわらず、指定管理者であります体育協会の地道な営業努力のたまものだというふうに考えておりますし、併せて、グリーンパークやサライのパークゴルフパックの利用やスポーツ合宿の誘致などによる野球、サッカーなどの両者の増が安定的にあったことなども、その要因であったのではないかなというふうに分析をしているところでございます。

続きまして、図書館関係でありますけれども、平成24年度の業務結果は、前年度23年度と比べて減少傾向という数字的にはそういう結果になってございます。ここには掲載されておりませんが、この数字の中で町内者の利用を分析しますと、対前年比で貸し出し冊数、利用人数とも微増という状況になってございます。また、通常授業、特別授業や学校への配本なども読書促進につながる事業も工夫しながら実施していることも報告させていただきたいというふうに思います。

一番最後に記載をしております、新十津川望郷会からの寄贈でございますけれども、故郷の児童生徒のために、学校図書、児童図書の充実を願って、開町120年の年でありました

平成22年度から本年度まで計画的に購入する浄財をたまわりまして、本年購入をした96冊を含め、総額で120万円相当の図書及び図書室の備品を整えることができました。子ども読書活動推進計画に則して、児童生徒の読書への関心を高めるため学校における朝読書なども新書や幅広いジャンルから選択ができるようになりました。ここに改めて故郷の子供たちの健やかな成長を願うため、心温まる望郷会の配慮に改めて謝意を申し上げるところであります。

以上を申し上げまして、平成25年度第1回定例会以降の教育行政報告とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、教育長教育行政報告を終わります。

ここで、午後1時まで休憩といたします。

（午前11時04分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

（午後1時00分）

◎一般質問

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、一般質問を行います。

先例に従い、通告順に進めてまいりますので、よろしく願います。

9番、樋坂里子君。登壇の上、発言願います。

〔9番 樋坂里子君登壇〕

○9番（樋坂里子君） 皆さんこんにちは。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まずはじめに、学童保育についてであります。まちづくり懇談会の時に、町に学童保育がないのか聞いたお母さん方がおりました。少なからぬ市町村で学童保育を行っておりますが、新十津川町は学童保育については積極的に開設する様子はありませんでした。今、時代が変わり、現在、核家族化で働くお母さんが増えていることから、子どもを預ける所が必要となっておりまして、小学校入学前は保育所や幼稚園等などありますが、小学校へ入学するようになると、授業が終わったと子供を預かってくれるところが必要となり、それが学童保育の役割となっております。

そこで、どのくらいの親が学童保育を希望しているのか小学校低学年の親にアンケートをとってみたいと思います。希望が多ければ、是非、学童保育に取り組んでいただきたいと思っております。また、希望者が少なくても学童保育まで必要としなくても良い場合は、現在の児童館の利用条件を改正して、働くお母さんたちの要求を取り上げることができないのか。児童館も一部改正されるようですが、今、雇用の募集をしている記事がこの間載っております。

町長の決意をお伺いしたいと思います。よろしく願います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） それでは、9番議員の樋坂議員に対するご質問に対しての、お答

えをいたしたいと思います。まず、学童保育の定義からちょっとご説明をさせていただきたいと思います。

学童保育は、保護者が労働等によって昼間家庭にいない、小学校の1年生から3年に就学している児童を対象に、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る保育事業でございます。児童に健全な遊び場を与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする児童館事業とは異なるものでもございます。

そこで現在、新十津川町におきましては、小学生は夏季にあつては18時まで帰宅するとするという教育委員会が定めた生活時間の決まりもでございます。実施の施設及び担当職員の確保、実施経費に対する保護者負担金の徴収等の関係から、学童保育を実施せず、開館時間の変更等を行いながら柔軟な児童館事業を実施してきているところでもございます。

しかし、近年、共働きのご家庭が多く、児童に関わる不審者情報の発生などからも、より長時間の学童の預かりの要望が、今ほどご指摘のありましたとおり、まちづくり懇談会でも出されたところでもございます。

そこで、こうした要望を踏まえまして、児童の保育のあり方を検証するため、本年度においては、小学校の夏休み期間及び学校行事に伴う秋の振替休校日の3日間、児童館の開館時間を延長しまして、8時から18時30分まで開館する児童館事業を試行することといたしてございます。

この試行内容は、対象である小学校1年生から3年生までのすべての保護者に、事業内容に対する意向調査を行う登録制度により実施するものでございまして、延長時間における児童の安全な預かりを確保するため児童厚生員を1人増員するとともに、保護者の費用負担を伴わない方法で現在のところ考えているところでもございます。

この児童館事業の試行状況及び試行結果を十分に調査検討した中で、今後の児童の預かりのあり方、保護者の負担も含めて、今後、検討をしてまいりたいというふうに考えております。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 今、町長から答弁いただきましたけど、児童館を8時から6時半までということで、一応、30分間延長ということですよ。

この間、みどり区でありましたのは、始まる開館の時間ももう少し30分くらい早めていただけないかという話もあったわけでありまして、是非、終わる時間は30分伸びたのですけれども、始める時間ももう少し、お母さんの仕事行く前に子供たちを預けたいということなんかもあって、そういう話が出たのではないかなというふうに思いますので、いろいろ前向きに検討されてきてくださっておりますので、もう少し、親御さんの要求を取り入れまして、できれば学童保育が良いのですけれども、学童保育ということにはならないみたいなので、児童館の方をもう少し時間、さっき言ったように朝30分、もう少し早くするというのを付け加えていただければ、お母さん方も働きに行く前に子供たちを預けていけるということで、都合がよろしいのかなというふうに私は思いますので、そこら辺、開館時間を早くできることはできないのか。

それと、先ほど言われましたように、学校は6時で本当は帰るようになってますよって

いうけど、6時半までにしましたということなのですから、その時間ももう少し遅くはならないのか、そこら辺を再度お聞きしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） 1時間の延長ということになってございますから、30分ではなくて、18時30分ですので1時間の延長ということでございます。

先ほど申し上げましたように、意向調査を行いますので、そういった実態を踏まえた中で、先ほど申し上げた通りでございます。今後、検証して、また、保護者の皆さん方のご意見を聞きながら、今後の方針を立てていきたいというふうに思っております。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

それでは、次の質問に移ってください。

〔9番 樋坂里子君登壇〕

○9番（樋坂里子君） 保育園の今後のあり方についてであります。町の保育園が平成26年3月31日で指定管理者が一応終わることから、次年度の指定管理者を新たに決定するものと思います。

そこで、一番目の質問にも言いましたけど、現在の社会状況の変化で働く親が多くなってきている状況でありますので、次年度の指定管理者を決める条件に、必要性があったときには、是非、時間の延長や夜間保育もできるようにという、そういう契約を一項目付け加えてはいかがかと思うのですけれども、この点について、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） 保育園の今後のあり方ということについてのご質問でございました。その中身としましては、保育の延長時間を設けてはという話でございます。

新十津川保育園は、これは議会でも議決をいただいておりますけれども、平成18年度から学校法人華園学園と指定管理に関する協定を締結してございまして、当該協定書に基づきまして、保健福祉法その他関係法令の定めるところによりまして、日々、保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を適正に保育をいたしているというところでございます。

この指定管理に関する協定は、延長保育に関する規定がありまして、この規定に基づきまして新十津川保育園は、平成23年7月から延長保育を実施してございます。保育園の開園の時間でございまして、朝の7時30分から18時まで。延長保育時間は、うしろの方だけ申し上げますと18時から19時に変更。要するに1時間延長ということになってございます。

新十津川保育園における延長保育の実績は、事業実施から現在に至るまで、月平均約2人の利用にとどまっております。華園学園としましては、延長保育に対する職員の配置等受け入れ態勢を整備しておりますが、少数の利用という実績でございます。従いまして、延長保育に関する当該協定の規定につきましては、現在及びこれまでの実績を考慮しまして、これをさらに延長するというふうな考え方は今のところもってございません。

ただ、指定管理者の関係につきましては、今年度末をもって、本年度をもって、指定管理者委託期間が満了することになってございます。このことにつきましては、ルールに基づいて指定管理者を指定し、新十津川保育園の管理に関する協定を締結するというようにいたしてございます。以上で、質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 現在も延長保育ということで6時から7時までですね、19時までということでやられているそうでありますが、そして、時間延長しても利用する子供さんが二人くらいしかいないということで、これ以上の利用がなければできないというようなお話ですけれども、やはり町内の子供たちのこといろいろ考えまして、それと、親御さんの考えも、先ほど1番の方で言いましたけれども、そういう親が増えているわけですので、できれば一人でも、二人でもいれば、やっぱりその子供たちのニーズに合ったような保育の状態をつくっていくのが、町の仕事でないかなというふうに私は思っておりますが、華園学園さんですか、今ね、保育園の指定管理やってる方がどうしてもできないというのか、それとも町として、人数が少なくてもやって欲しいという要求を通すことができるのか、そこら辺はどのようになっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） 現行の1時間の延長の中で、現状では、更に延長というふうな声は聴いてはおりませんので、先ほど申し上げましたように19時までということで、今進めている段階でございます。

それと併せまして、利用実績についても平均的に二人でございますから、全くない日もあるというふうなこともございますので、そういったことを踏まえますと、やはり費用的なものも当然あるわけでございます。本来は、先ほども申し上げましたように、共働きの家庭が増えてきているのも事実でございます。本来は、やはり家庭で保育するのが一番望ましい姿であるということは、これは間違いのないことであると思っておりますけれども、ただ、そういったような共働きの家庭の方が多いということについては、それなりの事情に対応するべく、延長保育ということで取り組んできているということでございますから、更に延長ということについては、今、聞かされておられませんし、今のところは19時で十分対応されているのでなかろうかなというふうに思っております。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

はい、再々質問、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 町長が言われましたように、子供たちは家庭で見られるのが一番ベターなのですけれども、それができないということで、やはり保育所とかそういう所に預けるわけですので、もしニーズが出てきたときには、是非、延長をしていただけるかどうか。そこら辺も再度確認したいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） ただ、時間的に、じゃあ何時までやればいいのかという話にもなりかねないと思っておりますので、やはり一定の区切りは明確にしておくことが必要だというふ

うに考えてます。

ですから、今、延長保育も取り組んで、先ほど申し上げましたように23年の7月から延長保育ということで取り組んできているわけですから、じゃあ9時でも10時でもいいのかというふうな話にもなりかねないというふうなことにもなりますから、一定のやはり区切りは、区切りとして、明確にしておくことが必要だというふうに思っておりますので、相対的には従来の時間で引き取っていただくというか、それでなおかつ、時間的にいろんあ事情があって、延長してもらいたいということについては、7時まではお預かりをしているということでございますから、それは、そういった中でこれからも取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（長谷川秀樹君） それでは次の質問に移ってください。

〔9番 樋坂里子君登壇〕

○9番（樋坂里子君） ちょっと付け加えまして、2番の必ずニーズが出てくる可能性があると思いますので、その時は、是非、延長保育の夜間保育までを考えていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

3番目にいきます。民間の院内保育所に支援してはいかがでしょうかという問題であります。町内の空知中央病院は、看護師さんや介護士さんたちの子供たちを預かる院内保育を行っております。そこには明和会の職員などの子供さんも預かっているそうでありまして、また、近所の町内の子供さんも預かっているそうであります。

現在、28人の子供を4人の保母さんが24時間体制で行っているようであります。夜間は月4回から5回とのことであります。

空知中央病院の院内保育所の子供たちが、皆さんも知っているように、テレビや新聞等で紹介されておりますが、新十津川駅の終着駅というところにディーゼルで駅に来られた方々の送迎を太鼓や踊りで歓迎してくれております。新十津川駅のPR、又、駅の周辺の美化運動も行ってくれております。そこで私は、是非、町としても何らかの支援をしてはいいのではないかというふうに思ったわけでありまして、町長のお考えをお伺いしたいと思います。よろしく願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） それでは、ただいまの質問にお答えをいたしたいと思っておりますけれども、終着駅のPRの関係につきましては、保育の方と院内保育とはちょっと別な視点でございますので、これらについては非常に有難い行為でございますので、前回、第1回の定例会ですか、8番議員さんからのご質問があったところでございます。町でできるものについては、しっかりと観光という面をとらえて、それは取り組んでいけるものについては取り組んでいくということにいたしてございますので、院内保育と駅のPR、終着駅PRはちょっと分けて考えていただければというふうに思っております。

そこで、院内保育所の関係でございますけれども、病院内又は病院の近辺に用意された育児中の当該従業員向けの託児施設でございます。院内保育というのは、法令上は、児童福祉法の定めるところにより、都道府県に届出することにより設置することができる認可外保育施設でありまして、都道府県の指導監督の下で運営することになってございます。

これが院内保育でございます。

その目的は、小さな子どもを育てながら働く従業員の方々が安心して働くことができるようにすることにあります。設置する病院のメリットとしましては、従業員の職場環境の満足度を高め、安定的な雇用につながることにあります。さらには、新規採用又は女性従業員の活用にとって大きな武器になるということから、病院のイメージの向上につながることも掲げられているところでございます。

施設の準備及び運営には多額のコストがかかります。ただし、この施設により働くことができるようになる女性のもたらす収益、従業員満足度の向上による病院イメージの向上、新規採用時における求職者に与えるインパクトなどのメリットを考慮いたしますと、十分、費用対効果に見合う投資であると言われております。

空知中央病院の院内保育所は、主に子どもを持つ看護職員等の職場環境の充実の一環として、国及び北海道の補助金を受けて運営しているというふうに伺っております。また、明和会との委託契約により、明和会職員の子どもの保育するとともに、これ以外の幼稚園園児や一部小学生も預かっているというふうにも伺っております。

そこで現在、当該院内保育所には、町内に住所を有する児童は9人でございます。9の方が利用しているというふうに聞いております。指導監督権が北海道にありまして、個人情報保護などの関係等から、利用実態の詳細までは確認することができませんが、新十津川幼稚園との併用利用等を考慮すると、幼稚園終了後の時間帯や幼稚園が休園する日曜日などに利用しているものと推察いたします。

また、24時間保育については、空知中央病院の職員の児童以外の児童の実績は無いというふうに伺っております。

これらのことから、本町における保育等の支援については、保育園における保育サービス並びに児童館及び子育て支援センターにおける未就学児及び就学児の支援の充実を図ることで対応が可能であるというふうにも思っておりますので、そのようなことで考えております。

従いまして、院内保育所に対する町としての支援は、今のところ考えてはおりませんので、その旨をお答えをさせていただきたいと存じます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 3番目の質問で院内保育と観光を、私、兼ねて良いことやってくれているのだからということも合わせて、支援の方法もということでは言ったわけですが、院内保育と観光ということでは分けてくださいということなのですが、私は、子供たちの素晴らしい行為に対しても、どのように考えているのか。

やはり、いろいろとやってくれて取り組んでいるという、町内の子供さん9人と言いましたけれども、そういう子供たちも合わせていろいろやってくれているわけでありまして、支援はしませんよという簡単な言い方でなくて、もう少しそれらのこと、周りのいろいろな状況を勘案しまして、そして院内保育所ということになっているのですが、そこに支援をしていってはどうかというふうに私は思うのですよね。

学校終わって、児童館終わった町内の子供たち、やっぱり預かる所がないということで院内保育所に預けてるお母さん方もいるという話ですので、是非、それは預ける方の勝手

と言われればそれまでかもしれませんが、私はやっぱりそうじゃなくて、やはりそういうところも広く町として考えていくべきでないかなというふうに思うのですけれども、子供たちのさっき言った、素晴らしい、いろいろやってくれている行為だとか、そういうことに対して、町内の子供たちの受け入れをしていただいているといことも併せて、さっき町長が言ったように病院のイメージやなんかを考慮してやってるんだってということ言いますけれども、私は、町内の子供たちもそういうところで預かってくれているわけでありますので、是非、支援しませんよということではなくて、検討しますということくらいにならないのかなというふうに思うのですけれども、もう一度、ご答弁願いたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） 終着駅のPRについては、先ほど申し上げました通りです。本当にそういった行為に対しては感謝をいたしております。

ただ、先ほども申し上げた通りでございまして、観光の方とちょっと、今ご質問の内容によりますと、一体的なものだというふうなお話でございまして、それはそれとして、観光的な面としてそういった面についての行為は、町としても感謝をしているということでございます。

そこで、そういった終着駅で迎える方、駅で迎えられたり、それから送りの時にも出ておられたりということで、園児の方々ですね。それはまた一つの病院を経営する側として子供たちに対する一つの情操的な教育の一環でもあるというふうな理解をいたしてございますので、そういうことも踏まえた中で、あくまでも、先ほど申し上げましたように、院内保育のあり方といったものについてのものは、それはそれとして尊重しながら考えておりますので、先ほど答弁した通りでございまして、今のところはそういったような方向は考えていないということでございますので、改めて申し添えさせていただきたいと思えます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

再々質問。9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 院内保育については、町長の考えはわかりました。

それと別に関連しまして、先ほどから言っております、観光の合わせて言ったら悪いのかもしれないんですけれども、もし、これから別にそういう質問が出てきた場合には、是非、観光の方では、そうしたらいくらかの支援をすとかというふうな考えが、あるのか、ないのか。ちょっと逸脱してますけれども、そこら辺はどうなのかちょっとお聞きしたいなと思うのですけれども。院内保育は支援しませんよということなのですから、子供たちがやっている行為に対しては感謝をしておりますよという話なので、それであれば、そういう方の、もし何かあった場合には、支援はする気持ちがあるのかどうか、そこら辺をちょっとお聞きしたいのですけれども。いかがですか。

○議長（長谷川秀樹君） 通告とはちょっと逸脱するかもしれませんが、関連ということで、答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） 観光の面を考えますと、以前からもこういった終着駅の問題について、何人かの議員さんから質問を受けておりますので、そういった中での環境整備だと

か、そういったものは町として、できるものはやっぴいこうと。これは観光協会との関係もございいますから、そういった中で取り組んでいくということでございいます。

ただ、今年度、観光振興計画も策定すべく、今取り進めている段階でございいますから、そういった中で、こういったものをうまく取り込んでいけるいけるものについては、取り込んでいって、支援できるものは、当然、また、支援をしていくというふうな方法で考えてみたいというふうに思っております。

○議長（長谷川秀樹君） それでは最後の質問に入ってください。

〔9番 樋坂里子君登壇〕

○9番（樋坂里子君） よろしくお願いいいたします。4番目として、今後のまちの大型建設計画の予定はどのようになっているのかお伺いしたいと思ひます。

去年まであった町内の大型建設工事も武道場で終わりました、今年、それらしき大きい工事もなく、町内業者は大変だというふうに私は思っております。今後の町の大型建設等の計画予定があれば、お示ししていただきたいと思ひます。

各自治会館の耐震化による建替えや本庁舎の改修、公住の建替え等、先が見えなければ町内業者は疲弊をしておりますので、リフォーム助成制度をつくり、町内業者の育成を図ってはいかがかと思ひるのであります、町長のお考えをお伺いしたいと思ひます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） 今ほど、今後のまちの大型建設工事計画の予定はというふうなご質問でございいますけれども、ただ、ちょっと素朴な疑問でございいますけれども、大型建設工事の額はいくらを基準にさせているのかという、非常に疑問なところもあるわけでございます。それは、それといたしまして。

ただ、基本的には24年の3月に策定してございいます新十津川町第5次総合計画、これに示しているところでございまして、具体的な実施計画については出されてはおりませんけれど、それはこれからの。計画はやはり計画として定めてございいますので、まちの計画は、やはり今後10年間の計画でございいますから、それはしっかりと尊重して、しっかりと取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

それで、非常に難しい大型建設工事の額、実は、今期定例会において追加議案でもって工事請負契約の締結について2本出ささせてもらうことになってございいますから、議会の議決案件が大型建設工事というふうに理解してもらえれば、それが大型建設工事になるのかなというふうな考え方もありますし、質問のあった、樋坂議員さんの言われている金額はどこを指しての大型建設工事なのかなというふうな思ひも実はあるところでございいます。

そこで、建物につきましては、昭和56年5月31日以前に建築された公共施設について、平成24年度に耐震強度の診断を終えておりまして、現在、診断結果に基づいた改善方策の検討を進めております。多くの住民が利用し、また、避難所として活用する施設の耐震化は喫緊の課題でもございいます。それぞれの診断結果に従いまして、耐震補強又は建て替え等の方針について検討してまいり、具体的なことがまとまったならば、時期をみて、また、お示しをいたしたいというふうに考えてございいます。

次に、土木工事の道路につきましては、舗装改修について、これまでも年次的に進めて

きておりまして、みどり区内、あるいは旧南中央地区、錦野団地内などの団地内の舗装改修を含めて、経年劣化の進んだ町道の改修工事に取り組む方針といたしてございます。

また、橋梁につきましても、橋梁長寿命化修繕計画が昨年度と今年度で策定を終えることから、来年度から年次的な改修を進めていくことといたしてございます。

最後に、リフォームの話でございますけれども、これも、これまでも何回もご質問を受けたところでございます。考え方は、まったく変わっておりません。過去の一般質問でお答えしたとおりでございます、その考え方は変わっておりません。

ただ、住宅リフォームの助成については、昨年度、安全性の向上と省エネルギー対策の促進を目的に安心すまいる助成事業を創設いたしてございまして、耐震性と断熱性能の向上促進に取り組んでいるところでもございます。

この制度では、町内事業者の活性化を目的として、施工者を町内事業者に限定しているところでもございます。町内事業者には、この制度を活用していただいて、顧客の獲得を促しているところでございますので、そのようなことでご理解を願えればというふうに思っております。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 町長はどのくらいの大きさの仕事が大型工事なのかということをおっしゃいましたが、今、普通、町で、町というのか、業者が考えているのは、公営住宅もう終わりましたね。これから出る公営住宅も計画ではあと約10年後くらいの計画でないかなというふうに予定表見たら、このような感じを受けたわけではありますが、それと、今、庁舎の耐震化で建て替えるか、改修するかということでも言われておりますけれども、これも今年ではなくて、来年か再来年ということになるかなというふうに思っているのですね。

それで、小さいところと言えば土木舗装工事であるとか、橋梁の工事であるとかというの、今、町長が言われたように、工事はいろいろ出されてやっておりますという話であります。それで、工事をやるのであれば春早く発注を、発注が遅いんじゃないかって、この間のあれでも発注率まだ3件か4件でしたか、今まで出されてる発注が。それで業者としましては、春雪が融けたらすぐ仕事がもらえるような、そういう発注を早くして欲しいという希望が結構あるんでありまして、是非、そういうように今、町長が言われたように、こういう仕事がたくさんあるんだよというのであれば、早めに発注をしてやっていただければ業者の方もそれなりの計画を立てて、ある程度、仕事のやりくりというのか、そういうのもやっていけるのではないかなというふうに、私は思っているのです、やはり、仕事がないと、業者さん、雇用の人を使っているわけですから、その人方に払う賃金だとか、そういうことも大変苦労されるんじゃないかなというふうに思いますので、是非、町としてこれだけのいろいろな工事があるんですよということであれば、計画的に発注して出しているんだよって言うのかもしれないけれども、私は、春早くから工事の発注をしてあげて、地元の業者も今年はこのだけの仕事があつて、何とか仕事をこなしてやっていけるなというふうに、そういう安心感があるような仕事の発注をやっていただければいいかなというふうに私は思っております。

それと、付け加えましてリフォームの制度、私はやりませんということで、これは何回

も、私もずっと今まで何回か言ってきておりますけれども、しないということでもありますので、もう少し柔軟に考えられないのかなというふうには思ってるのですけれども、町の業者が昔からみますと建設業界もかなり衰退してきておりますし、それから1年間の工事の費用も、前からみると半分以下に落ちてるといようなこともありますし、つぶれてると言ったら失礼だけれど、そういう業者もかなり出ておりますので、やはり地元の業者を大事にさせていただきたいなというふうには思っているのが、こういう質問の中身なのでありますが、地元の業者もそれなりにやはり努力はしていただかなければならないかなというふうには思います。ですけれども、やはり地元の業者をつぶしてしまっただけでは何にもなりませんので、やはり地元の業者のこともある程度考えていただいて、そして、仕事をさっき言ったように早めに、早めに発注をして、1年間仕事ができるようになる、そういうような計画を業者に示してやればいいんでないかなというふうには思うのですけれども、これはやっぱり計画してちゃんとできてからでないと、ある程度計画というのは出されないものなのか。もしそうでなくて、今年年間こんだけの工事やる予定ですよというのであれば、それを早めに知らせて業者が安心できるようなそういう計画というのができないものかどうか、そこら辺について再度お伺いしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） それではまず一つ目の早期発注ということなのですけれども、町の単独事業については早期発注をしまして、できるだけ早く業者が仕事ができるような仕組みづくりをこれまでもやってきたところでございます。

ただ、補助事業につきましては、指令がこなければ事業に着手できないというふうなこともございますから、そういったことで指令を待ちつつ、今回の明後日ですか提案する契約の議決案件についても、要するに、補助指令がきたことによって始めて着手できるということになったわけでございますから、ですから単独事業についてはできるだけ早く、そして、業者の皆さん方が仕事が切れ間なくできるような、そういった仕組みづくりはこれまでもやってきたつもりですし、これからもそういった方向で進めてまいりたいというふうに思っております。

それと、リフォームの制度の関係につきましては、これは本当に先ほどから申し上げてるとおりでございますし、これまでも答弁の中で、個人の資産形成につながるような事業については、やはり慎重に対応するというところでございますから、その考え方は変わってございません。

ただ、障がいを持っておられる方の、日常生活等に支障のある方に対する住宅改修に対する助成については、これはございますので、それはそれとして、障がいのある方についてはそういった制度は大いに一つ活用していただいて、快適な生活を営んでいただけるように取り組んでいただければというふうに思っております。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 再々質問はございますか。

はい、9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 再質問の時に落としました。町で今、耐震審査をして、その耐震の工事をすると補助金を出していると。それと省エネですか、それを計画してますよね。

省エネの方は何件か出てきているのですけれども、耐震化となると補助金もちよっと高

いんですけども、やはり、かなりのお金がかかるのですよね。一軒の家を耐震化するというふうになれば、少しくらいのお金では多分できないと思うので、それで耐震化の希望者が少ないのではないかなというふうに思うのですが、もう少し補助金を上げるとか、上げて耐震化にも進んでやってもらうという、そういうふうな考えが、耐震化ゼロということに対する町長のもう少し何か考えがあるかどうか、その辺についてお聞かせください。お願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） 現在のところ、安心すまいるの対象件数については6件でございます。ご指摘のあったように、すべて省エネに対する改装というか、そういったことで件数が6件ということでございまして、耐震化の方については無いということでございまして、今ほど耐震化に対する補助率を、補助金額をもう少し引き上げてはどうかというふうな話でございます。

ただ、一般的に近郊を調べてみますと、だいたい我がまちが標準的な金額でございますので、それは今のところこの金額は変える考え方は持ってございません。できるだけ、安全で安心して住んでいただけるように、そういった形で取り組んでいただければというふうに思っております。

それと、耐震と合わせて並行して省エネという事業も取り組むことも可能でございますから、そういったものも当然含めて考えていただくことも一番大事なことだというふうに思っております。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） それでは以上で、樋坂里子君の一般質問を終わります。

次に、3番、青田良一君。登壇の上、発言願います。

〔3番 青田良一君登壇〕

○3番（青田良一君） それでは、教育長と町長に対して一般質問をさせていただきたいと思っております。どちらも住民の方々からの声がありまして、それを代弁する形といたしますか、住民の声をお届けするという形で一般質問をさせていただき次第でございます。

同じようなことで町政懇談会等を行いまして、町長さんはじめ、役場の職員の方々を町民の声を拾って、それを反映させるような形での努力をされているというふうに思います。私たち議員も同じように、何だかの方法で様々な形で町民に対して声を届けていくということも大事なことかなと思っておりますので、そういった観点でお答えをいただければ有難いなと思っております。

まず最初に教育長に対してお尋ねをしたいと思っております。事前に質問内容については通告させていただいておりますので、多分、答弁書等用意されていると思っておりますけれども、まず最初に簡単なことをお聞きしたいと思っておりますけれども、最初に教育長になられまして、初めて卒業式、あるいは入学式に参加されまして、あの式次第の中に国歌斉唱という部分がございますけれども、それを体験されまして、どのような印象を持たれたか記憶に残っていれば、その前でちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 熊田義信君登壇〕

○教育長（熊田義信君） それでは3番議員さんの一般質問にお答えをさせていただきたいと思います。今の冒頭の質問は、最初に教育長になった時に、卒業式、入学式に国歌斉唱をどのように思われたかということでもあります。

私は、19年に教育長の命を受けましたので、最初に卒業式に出たのは20年の3月であります。その時に、まだ花月の小学校がありましたので、花月、そして大和の学校だとか、吉野の学校には入学式に行ったり、それぞれ行きました。

一番最初に行ったのは花月だというふうに私は記憶をしております。私の、たまたま母校も花月でありました。私が子供の当時は、当然のように国歌斉唱がありました。当然のようというのか、当時は子供の記憶ですから、当時の時代では通常の国歌斉唱をしたというふうに思っておりますけれども、今、教育長の職として学校に行った時の記憶という部分では、当時、花月小学校は30人程度の児童がおりました。その時には、花月には卒業式の式場の側面に君が代の歌詞が貼ってありました。それで、その式次第にのって国歌斉唱を子供たちもしておりますけれども、そのときには子供たちの人数の関係もあって国歌斉唱がスタートし始めた時期ということもあって、そう子供たちの声も大きくはありませんでしたけれども、子供たちの歌う姿勢、国歌を歌う姿勢がうかがいえたというふうに記憶をしております。そういう答弁でよろしいでしょうか。

○議長（長谷川秀樹君） それでは、再質問ということ。

○3番（青田良一君） 今は、小学校と中学校、一校ずつしかありませんけれども、私もご案内をいただいて小学校、中学校の卒業式、入学式に行っていました。

それが終わった後に、今教育長の話は、さほど悪い印象ではなかったようなことでございますけれども、何人かの父母に、非常に式次第の中にある国歌斉唱の行事が、とてもきちっと学校ぐるみで理解されて行われているとは思えないという父母の声が何人かから聞かれました。それで、そういう質問をさせていただきました。

初めて行った時に、どんな印象を持たれたかということでお聞きしたのですけれども、幸い行った学校が花月小学校ということで、こじんまりとしていたから、そう悪い印象は受けなかったんだと思いますけれども、未だに国歌については教頭先生がテープを流して、ピアノがあるのに先生方は弾いてくれない、弾かないという現状です。そこで、よく観察していたのだと思いますけれども、そのお母さんは、先生方は歌っていないじゃないかという部分の声を私に届けてくれました。

その後、そういうことを思っている人が多いのかなと思って、十数人ですけれども、ちょっと話をお聞きしましたけれども、そう思っている人が6、7割でしたね。関心のない人もおりました。一つの行事だから、そのまま終わってしまえばそれでいいんだというふうな父母もおりましたけれども。しかし、私の聞いた限りでは、学校は式次第の中にああいうものを入れているのであれば、きちっとやるべきでないかということをおっしゃる方がそういう割合でした。

そこで、ちょっとネット等で調べてみたのですけれども、国旗国歌法というのは1999年に法律としてできました。従前から皆さんもご存じだと思いますけれども、教職員組合を抱えている側の組織といいますか、国会議員といいますか、こういったところは押しなべてこれに反対をいたしました。そして、ひと揉め、ふた揉めどころでなくて、大いに揉めたあげく、決まったあとも、この法律ができたということによって自殺者まで出したとい

う経緯もあるんですね、実はね。

こういったことを、数年前の話なので、それはそれでその時代は、いろんな主張があったのだと思いますけれども、今、こういったものに参加しているお父さんやお母さん方は、こういった部分についてはもう関係なくて、一つの学校行事の中で取り上げて、きちっとやるんなら、ちゃんとやってくださいというのが意見だというふうに捉えていいのではないかなというふうに、私は思っております。

そこで、もう一步進めて調べてみたのですけれども、小中学校、高校、これの学習指導要領では、国歌を斉唱するように指導するというふうになっているのですね。斉唱するように指導するということは、国歌を教えて、そういった決められた時に歌うという意味だというふうに思うのですね。国歌斉唱の後に校歌斉唱というのがありますよね。ほとんどの人が、議員さんも参加されているからわかると思うのですけれども、国歌斉唱と校歌斉唱と、あれだけボリュームが違う形で歌われているということに対して、違和感を感じない方がおかしいかと、私は思うのですけれども、そこを何とか是正していただけるという方向にもっていくのも教育委員会のお仕事ではないかなというふうに、私は思います。

そこで、非常にデリケートな問題というか、大変な難しい問題ではあるのですけれども、やはり、この辺で正常化すべきことは正常化するということが大事なかなと思って、父母の声をこういう形で教育長に対して届けさせていただきました。

このことに対して、教育長も日ごろからコンプライアンスについて、執行方針等でおっしゃっておられますけれども、こういうふうに学習指導要領に定められていることは、先生方の責務ですよ。これはやらないということは、コンプライアンスに違反しているということにならないんですかということですよ。これをやっぱり、どこの時点で解消して、正常化といいますか、正常化は皆さんが歌うということだと思いますね。そういうことについて、お尋ねしたいと思います。

ただ、一つだけ誤解のないようにしていただきたいんですけれども、これが、このような形で、不正常的な形で続いている要因の一つとしまして、先ほど言ったように、1999年に法律がつけられたときに、時の政府は、国歌については強制するものではないということをおの場でおっしゃってるんですね。非常に矛盾してるんですね。強制するものではないということは、どういうことなのか。やらなくてもいいということなのか。片一方では指導しなさいと言って、これがどういうふうに今の時代に生きているのか、これについてもしっかり捉えながら、そういう疑問を持つ父母の方々にお答えをしていく必要があるのではないかなと、私は思います。

ちょっと長くなりましたけれども、以上のような背景がございますので、そのことについて、教育長のお答えをお聞きしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（熊田義信君） それでは、3番議員さんの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、3番議員さんの質問の中にありました国歌、君が代ですね。この経緯については、今、3番議員さんもお話になっておりましたけれども、従前の新学習指導要領になる前の小学校音楽では、いずれの学年においても指導をするという状態でありました。その時に、

私が行った花月の小学校の話をしたということ、まず、再確認をさせていただきたいというふうに思います。

それで、平成23年度からは小学校において新学習指導要領に移行されました。その移行された時に、いずれの学年においても歌えるよう指導する。歌えるようというふうに加わったわけですね。そのことを今、3番議員さんの質問の趣旨にも加わっていた斉唱ということになってまいります。

特にこのことは、児童生徒がこれだけの世界で動く時代の中で信頼される日本人、いわゆる日本人として世界といろいろ掛け合う、そのためにも我が国の国旗、国歌の正しい認識とその意義を理解させ、尊重する態度を育むということと、それと他国、いわゆる世界のいろんな国の国旗、国歌も同様に尊重するということが学校の中で教育を通じて、まずは我が国の国歌、そういうものをしっかり歌えるようにしていきましょうということが、平成23年度からの新学習指導要領に変わって、今までは単なる指導から歌えるようというふうに進んできたということでもあります。このことは、先ほど言った法律の制定から数年経ってからそういう状態に、学校の指導要領も変わってきたという状況になっております。

それで、当然、小学校の音楽、さらには、社会の中で国歌の君が代の内容をちゃんと教育課程の中で指導をすることになっておりますから、そのことは、ちゃんとコンプライアンス、当然、学習指導要領に準じて学校の先生は指導しております。指導はしていないという状況ではないということを確認させていただきたいなというふうに思いますし、その卒業式、入学式は儀式として、それぞれ来賓の皆さん方、議員さんを含める来賓の皆さん方が同席した中で、儀式ということも、いわゆる児童生徒に教える場になっております。

それで、当然、儀式でありますから、以前はフローア方式というのですかね。下で卒業式、入学式をやっていたりだとか、国旗も3旗でやっていた時代もありました。それで、新十津川は先んじて鋭意取り組んで、国旗についても正面に掲揚されておりますし、ステージを利用して、儀式というスタイルを他町村よりはどちらかというところ早く取り組んでいるのではないかなというふうに確認もしているところであります。

子供たちの君が代の歌も、卒業式、入学式、いわゆる晴れの舞台、しっかり新しい門出だとか、次のステップアップにする素晴らしいお祝いの場でありますから、それぞれの子供たちも君が代を斉唱し、そして、国歌も斉唱し、子供たちを入学したり、卒業させる、そういう儀式の場になっております。

そのことについては、学校の中でちゃんと指導しております。ただ、校歌と同じ声量になるかどうかということは、それはなかなか難しい問題もあります。というのは、やっぱり校歌の場合は、日々、いろんな学校行事だとか、いろんなそういう部分で多く取り組んでおりますので、当然、声量も校歌の場合は高くなりますし、国歌の場合はどちらかというところ、厳かの中に歌う国歌でありますから、声量が同じになるということにはなりづらいかなというふうに思います。静かな雰囲気の中でしっかり子供たちが歌うようになっていくことが一番いいのではないかなというふうに、私は考えているところであります。

先ほど言った教職員がしていないということは、それは違反になりますけれども、教職員はしておりますので、コンプライアンスは守られているということ、私の方からお答えをしたいというふうに思いますし、いろいろ、今、ある住民の声を届けるということが

冒頭言われました。我々は、子供たちのすぐ横というのですかね、来賓の議員各位もすぐ横におりますから、子供たちの側面で見たり、したり、聞いたりできる位置にあります。ただ、住民の声になりますと、どちらかと言うと、住民も来賓の方の住民であれば横になりますし、保護者の方になると一番後ろの方になってまいります。見る角度、それと聞く声も、子供たちは前の方を向いてますし、後ろの方にいる住民の方になると、なかなか子供たちの声も、子供たちの口の動きも分かりづらいのかなというふうには考えますけれども、どの位置での住民の声かということは分かりづらいですけれども、ただ、声量は確かに違うのは間違いありませんけれども、私どもとしては、教育委員会の判断としては、しっかり学校現場で教えている。そして、このことは数年前から道教委全体で各市町村とともに、国歌、君が代をしっかりと歌えるように、共にしていきたいと思いますという形になっておりまして、以前は教育局の職員も、卒業式、入学式に一昨年までは来て確認をしていた状況になっております。今は、教育委員会で判断はいたしますけれども、教育委員会としても局に報告するときには、これは全員の声ではありませんけれども、来賓の方の意見を聞いて報告をする形になっております。その報告の段階では、概ねしっかりと歌えているという形の報告になってます。一番いいのは、しっかりと歌えてるというのが一番上の段階になっておりますけれども、その次の、概ねしっかりと歌えているという段階での報告をしているという状況になっているところであります。

今後についても、しっかりこの学習指導要領に沿って粛々と進めていきたいというふうに考えています。それが、概ねしっかりと、しっかりと歌えられるようにというふうに、前進をしていきたいというような教育委員の考え方でありますので、そのことを申し上げて、お答えとさせていただきますと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 再々質問はございますか。

はい、3番、青田良一君。

○3番（青田良一君） 現状の中で、概ね、定められた流れをきちっと満たしているのだという教育長のご答弁でございましたけれども、悪くはないんだろうと思いますけれども、また、来年の入学式、卒業式にですね、議員各位も、今、お話を聞いたような目で、この行事の一部について見ていただきながら、私は来賓でもなんでもなくて、普通に出たお父さん、お母さんから聞いた話でございますけれども、皆でお祝いをするという入学式なり、旅立ちをしていくという卒業式の時に、定められたことが皆で粛々とやっていけるようなものが望ましいだろうという意見を、こういう形でお伝えしましたので、今年よりも来年が、来年より再来年が、また、きちっとした形でこういった行事が行われるように、それを指導監督する教育委員会の方にも強くお願いを申し上げまして、この件についての質問は終わりにしたいと思います。特に答弁はおりませんので、次の質問に移らせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） それでは次の質問に入ってください。

〔3番 青田良一君登壇〕

○3番（青田良一君） それでは次に、町有地の管理についてということで、これは植田町長の方にお聞きしたいと思います。この件についても、従前、何回か似たような形でお話をさせていただきました。委員会等でも似たようなことでのお話をさせていただきました。ですから、私も、この場でこういった部分の質問についてさせていただくのは最後に

したいと思いますし、やはり今年は、去年よりも、去年よりもといいますか、私の所に届けられた声がちょっと多かったので、先ほど申し上げましたように、やはりもう一度、まち当局にお話をさせていただいて、改善できるものはしっかりしていただきたいという願いからの思いを込めまして、こういった質問をさせていただきたくらいでございます。

利益誘導といいますか、青葉区のことだけを限って質問するのは、個人的にはあまり好みではありませんし、できればすべきではないかなというふうに、私は思っているのですが、今回は、私の住んでいる区内に限りまして、いろんな視点でこういう点が見えるということについて、ちょっとお話をさせていただきたいなと思います。

まず、ちょうど国道275号を来まして、菊水公園から曲がるころの所ですね、大社教に行く直角のカーブの所に、左側に町有地がございます。今朝ほど来るとき見てまいりましたが、草刈りがされていたようでございます。それはそれで有難いなと思うんですけども、あそこは、まちに入ってくる1丁目1番地といいますか、本当にまちの中に入ってくる所の曲がり角の所にごさしまして、願わくば、花壇等を造成していただくか何かして、もうちょっと身綺麗にして、まちに入ってくる段階の印象を良く持ってもらえるような工夫が必要ではないかなという声がございます。

それで、そういったものを作ったとしても、今度、また、予算がないとか、町が管理できないとかって話になるのだと思うのですが、そう何千万もかかるような仕事にはならないと思いますし、区民の方々がそういったものに対して協力してくれないということではないと、私は思うのですよね。

そこら辺は前から申し上げているように、行政区の中にサポーターの方がお見えになって、区長さん、あるいは区の役員さん方と、町がこういうことをするから、その後の管理等についてやっていただけませんかとか、なんとなんとかって、そういう話を展開していけばいいというふうに、私は思うのですけれども、歴代の区長さんに聞いたら、そういう話一回も聞いたことないとか、出たことないとかって話でございました。

町長が日頃おっしゃっているように、自助、共助、公助ですかね、町有地を管理するのは自助なんですね、私は思うんですよ。やっぱり自らが地域住民のために、どういうふうな管理が一番いいのかということ考えた上で、そこで次に、そこに住んでいる方々の共助ですよ、協力を求めながら売れるといいますか、捌けるような形になるまでやっていくのがいいんじゃないかなと、私は思うのですよね。

そういうことが、今般つくられた住民の役割とか、行政の役割とか、議会の役割とかってことを定めた基本的な条例の考え方ではないかというふうに思うのですよね。

もう一か所は、農業改良普及センターが移転されてからしばらく経ちますけども、一向にその跡地について、何かされるというような具合ではないわけでごさしまして、いずれ、何もされなければ草ぼうぼうになってというふうなことになるかねません。こういった部分について行動して欲しいという声も、実は聴かれるわけでごさしまして、今年は我が区は、懇談会はやらなかったようでございますけれども、そういったことも、是非、サポートの方に現地調査といいますか、見ていただいて、区長さん辺りともう一度、これをどういうふうに活用したらいいかというふうな、むしろ提言めいたものをまとめてもらえるようなことをしたらいいのではないかなと、私は思っているのですよね。そういったことで、もう一度、見ていただきたいと思います。

さらに、あそこに普及所の住宅跡地というのがございまして、これが鉄骨の足場みたいなやつで囲われてるんですね。道の敷地ですよってということで。周りはみんな住宅地なんですけども、以前、草ぼうぼうで何にも手がつけられていないんですよ。以前、聞いた時は道の土地だから、道の方をお願いして草刈ってもらいますよというような話だったのですけれども、先ほどの話と同じなんですよね。道はお金なくてそんな新十津川に在る道有地の草刈りなんてしてくれないんですよ、現実問題としては。やはり、住んでいる地元なり、町がなんらかのリスクをしょって、やっぱり綺麗にしていこうというふうなことをやっていかなかったら、と私は思うのですよね。それを前から訴えているのですけれども、もう6月も半ばになりますけれども、そのまんまになってございます。それも、是非、地域を担当している方に見ていただきたいんですよ。何回も言うのですが、解決方策を町長に、私、全部やれと言ってるわけではなくて、そういう地域の課題を見て、どうやったら解決できるのか、どういう方法で地域の方々に好まれるような土地として、売れるまでと言いますか、活用されるまで善良に管理されるかということを考えていかなければいけないんだろうというふうに思います。

もう一つが、ふじ宴の所の前でございます。葬儀場の所でございますけども、今年はずいぶん雪割りをされないまま雪解けを待ちました。あそこも、ほんとにまちに入って来て目立つようなところに、真っ黒い雪山がいつまでも置いてあったんですよ。今融けてなくなりましたから笑って済ませるかもしれないんですけども、見る人が見たら、やっぱり汚いんですよ。多少お金かかるかもしれないんですけど、前はやってくれたんですけども、今回はやってくれなかったんじゃないかなと思うんですけども、やっぱり目に余るということで、やっぱり雪融けと同時にあそこについても、そういった手当を、是非、考えていただきたいなと思います。

加えまして、あそこもメインになる通りでございますから、国道縁の方に花壇か何か、一番お金のかからないようなものを造って、生き生きする住民の方々に楽しんでもらえるような工夫を、是非、あそこ多分町有地だと思ったので言ってるのですけども、そういう工夫を考えていただけないかなというふうに思っています。

いずれも、それほどお金がかかるものとは思いませんし、また、花壇程度であれば、次に再利用される時に、処分しても惜しくはないのではないかなというふうに思います。

いわゆる、そういうふうなちょっと提言見えたことも含めて申し上げましたけども、町長として、青葉区だけではなくて、各地にちょいちょいあると思うんですけども、発想的なものは前回説明した職員の行政の文化化とか、そういうものにつながる物言いでございますので、その辺も踏まえまして、ひとつご答弁をいただきたいなと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） それでは3番議員さんからのご質問でございます。町有地の管理ということで。まず、質問の内容について、先にお答えをさせていただきたいと思います。

町有地の草刈りの件でございますけども、これ具体的に箇所付けもされておりましたので、それにそって、まず最初にお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

菊水交差点は行政区の方に依頼をいたしております。また、農業改良普及センターの跡

地につきましては、業者委託によって町の方で実施をいたしております。

行政区への草刈の依頼は、地域における環境整備の協働事業という取扱いによりまして、行政区活動支援交付金を活用することで実施をお願いをいたしております。草刈の面積につきましては、行政区内の草刈の実施体制の関係もございますので、過大な負担とならないよう、区長さんの方と十分連絡をさせていただきながら取り決めをしているということでございます。

そこで、先ほど具体的に菊水交差点の所に花壇を造成してはと。確かに、まちに入る所の一番最初の所でもございますので、花壇を造成してはということでございます。これらについても、やはり区民の皆さん方で努力をしていただき、町有地については、例えば、多少の今の現状では、花を植えるような状況にはないんだということであれば、それはそれとして町として応援をすることもできると思います。そういった事業については、行政区活動支援交付金といったような制度もございますから、そういったような制度を活用していただいてやっていただければ、大変有難いなというふうに思っているところでございます。

ちなみに町有地は、町内に至る所にございまして、なかなか十分に手の回らない部分も中にはあるということもございますけれども、基本的には、先ほど申し上げましたように、町有地は町が管理するのが、これは本来建前でございますから、それはそれとして考えておりますけれども、なかなかすべてが、周辺の住民の皆さん方が満足のいくような状況まで管理するというのは、ちょっとなかなか至難な状況にもあるということも、ひとつお含みおきを願いたいというふうに思っております。

行政区への依頼、業者委託とも、雑草の繁茂状態を勘案いたしまして年2回実施してございます。一回目は、もうじきまいります6月20日の開町記念式の前、ですから、もうすでに近々刈ることになると思いますし、もう既にやっている所もございます。もう一回は、8月のお盆前に実施することといたしております。今年みたいに寒い時には、雑草の伸びも非常に遅くなるわけでございますけれども、その年によっては雑草の生育の状況も変わるということから、それはそれといたしまして、年に2回は実施するということでございます。

非常に、町も限られた予算の中で執行しているものですから、先ほども申し上げましたように、満足のいくような状況にはならないこともあろうかと思えます。それは、また、地域の皆さん方で支援をしていただければ、大変有難いなというふうに思っているところでもございます。

今後においても、先ほど申し上げましたように、例えば、花壇を造成したいということであれば、土砂が足りないといったようなことがあるのであれば、その土砂の購入等につきましては、町で、また、考えることもやぶさかではないというふうに考えておりますし、また、土地の不陸や雑木の成長した場合などによって草刈りに支障がある場合については、これも行政区の区長さんと連携を取りながら、環境整備に努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、農業改良普及センターの職員住宅の跡地でございます。これは、今ご指摘のあったとおり北海道が所有してございまして、フェンスを回しているところでもございますけれども、先般、通告あった時点で北海道に確認をいたしましたところ、6月の中旬、もう中

旬になるわけでございますけれども、草刈りを実施するというふうな回答を得ておりますので、これは北海道でもってしっかりとやっていただくということにいたしてございます。

続きまして、ふじ宴の駐車場の関係でございます。ご指摘のとおり、あそこの土地については町が保有してございまして、樺戸セレモニーの方に貸付けをしているということでございます。今後については、しっかりとその辺の状況を見極めた中で、やはり景観上のこともございますので、また、樺戸セレモニー、借り受け者の方にしっかりと指導してまいりたいというふうに考えております。

花壇の造成等につきましても、併せて、借り受け、借りている側の方で何とか取り組んでいただけるような方策も、また、そういった面で要請をし、なおかつ、指導して行きたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

再質問はありますか。

はい、3番、青田良一君。

○3番（青田良一君） 質問という形ではありませんけれども、まち全体を皆で綺麗にしていこうという発想は、私ども住んでいる区も非常に強く持っております。今、町長さんの方は、区長さんとお話をしてというふうなこともございましたけれども、私は、やはり、町自ら発想すべきところは発想して、その成果と言いますか、そういったものをもって区長さんとお話をして、区民の協力を仰いでいくという方が今の時代に合っているような気がするのですが、その辺はちょっと考え方がいろいろ違うんだろうと思いますけれども、やはり、綺麗な地域に住んでいたいという願いを首長さんとしても汲み取っていただいて、やっぱり現状を変えていこうと、綺麗にしていこうという部分の発想を引き続きお持ちになっていただいて、指導力を発揮していただきたいということを強くお願いして、質問を終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（長谷川秀樹君） 今の件で町長、考え方示したい部分ありますか。いいですか。お願ひします。

○町長（植田 満君） 実は、先般、青少年健全育成のつどいの中で作文発表もございました。子供たちも、本当にまちのことを思って、要するに、綺麗なまちづくりということで作文も発表されて、素晴らしいことだと思います。そういった中で、今後とも気持ちは忘れず持ち続けていっていただければというふうに思っておりますし、環境ももちろんそうでございます。やっぱり、ごみの問題もやっぱりそういったことにも通じるということになるわけでございますから、お互いに、町の方といたしましても、行政側といたしましても、その辺はまたしっかりとやっていかなければならないし、また、すべてができるということにもならない部分もあります。それは、住民の皆さん方のお力をお借りしなければならないということにもなるわけでございますので、それはまたその中に、お互いにできる範囲のものを、すべて住民の皆さん方に押し付けするということにはならないことと思いますから、町の方でやり、そして、住民の皆さん方がお手伝いをしていただける範囲のものは、また、住民の皆さん方にお手伝いをしていただいて、美しいまちづくりというか、そういった環境づくりに努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、青田良一君の一般質問を終わります。

ここで2時35分まで休憩いたします。

(午後2時23分)

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午後2時35分)

◎委員会報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、委員会報告第2号、新十津川町議員定数等調査特別委員会調査報告についてを議題といたします。

本件につきましては、調査報告書が議長宛に提出されておりますので、議員定数等調査特別委員会より報告を求めます。

新十津川町議員定数等調査特別委員会委員長、西永勝治君。

〔新十津川町議員定数等調査特別委員会委員長 西永勝治君登壇〕

○議員定数等調査特別委員長（西永勝治君） ただいま議長よりご指示をいただきましたので、委員会報告をいたします。お手元の資料を朗読をもって報告に代えさせていただきます。

新十津川町議会議長、長谷川秀樹様。新十津川町議員定数等調査特別委員会委員長、西永勝治。

議員定数等調査特別委員会調査報告書。

本特別委員会に付託の案件を調査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告する。

記。1、議件名、平成24年発議第1号、特別委員会の設置について。2、付議事件、新十津川町議員定数及び報酬の調査。3、調査の経過、（1）新十津川町議員定数等調査特別委員会。第1回目は、平成24年7月26日、第1回を開催して以降、平成25年5月1日まで、第8回の特別委員会を開催いたしました。（2）意見を聴く会。この意見を聴く会につきましては、平成25年2月8日、弥生区、菊水区、花月区を初日に、最終、平成25年4月9日、橋本区、青葉区を最後に11か所、全地域で開催いたしました。4、調査結果、次期の一般選挙において、現行の議員定数及び報酬を維持することが適当。

以上でございますが、詳細資料を別紙に添付しておりますので、お目通しをいただきたいと存じます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 議員定数等調査特別委員会の調査報告を終わります。

本案件の委員長報告に対して、質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上をもちまして、委員会報告第2号、新十津川町議員定数等調査特別委員会委員長報告については、報告済みといたします。

◎請願第2号の上程、説明、委員会付託

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、請願第2号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率

1 / 2 への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算の確保・充実に向けた請願を議題といたします。

紹介議員であります後木幸里君より、提案理由並びに内容の説明を求めます。

8番、後木幸里君。

〔8番 後木幸里君登壇〕

○8番（後木幸里君）

〔説明の記載省略〕

○議長（長谷川秀樹君） 本件の請願文書とはちょっと提案理由並びに内容の説明がそれてたかと思えます。皆さんちょっと感じられたと思えますけれども、中身につきましては、後木議員が紹介議員として説明したような中身でございますので、その辺ちょっとご理解いただきまして、一応、提案理由並びに内容の説明を以上で終わらせていただきます。

お諮りいたします。

本件につきましては、新十津川町議会会議規則第92条第1項の規定によりまして、所管の経済文教常任委員会に付託したいと思えますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1 / 2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算の確保・充実に向けた請願は、経済文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（長谷川秀樹君） 日程第9、報告第2号、平成24年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

内容の報告を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました報告第2号、平成24年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、同項の規定により報告をする。

内容につきましては、総務課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 藤澤敦司君登壇〕

○総務課長（藤澤敦司君） それでは、ただいま上程いただきました報告第2号、平成24年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書について、内容の説明を申し上げます。

総額1億3,098万7千円の繰越明許予算措置につきましては、第1回定例会で議決をいた

だいておりますが、繰り越された事業につきましては順次、発注、着手しておりますので、執行状況を含めて申し上げます。

はじめに6款農林水産業費、1項農業費です。3事業すべて基盤整備事業等の繰越事業分でございます。事業主体は北海道となりますので進捗状況を確認したところ、現在までに事業費の約半分を発注しており、残りの事業につきましては7月と8月で発注する予定と伺っております。

初めの新北部地区経営体育成基盤整備事業、金額2,532万7千円、翌年度繰越額2,315万2千円、未収入特定財源、国道支出金1,145万2千円、町債1,150万円、一般財源20万円です。

新南部地区経営体育成基盤整備事業、金額2,010万6千円、翌年度繰越額1,300万5千円、未収入特定財源、国道支出金640万5千円、町債640万円、一般財源20万円です。

新西部地区経営体育成基盤整備事業、金額1,868万8千円、翌年度繰越額1,183万円、未収入特定財源、国道支出金583万円、町債580万円、一般財源20万円です。

次に、8款土木費、2項道路橋梁費です。

道路側溝整備事業、金額3,030万円、翌年度繰越額3,030万円、未収入特定財源、国道支出金1,650万円、町債1,350万円、一般財源30万円です。この事業は、農業体質強化基盤整備促進事業によりまして、排水能力の向上を図るもので、昨日、1事業を発注いたしました。残りの1本につきましては、営農への影響があることから秋に発注する予定であります。

次に、除雪機械購入事業、金額3,900万円、翌年度繰越額3,900万円、未収入特定財源、国道支出金2,599万2千円、町債1,280万円、一般財源20万8千円です。ロータリー除雪車を購入するもので、去る5月7日の臨時会で議決いただき購入契約をしております。

橋梁点検調査事業、金額970万円、翌年度繰越額970万円、未収入特定財源、国道支出金630万5千円、一般財源339万5千円です。これは、43か所の橋梁の点検調査を実施するもので、5月末に発注済であります。

最後の道路付属物点検調査事業、金額400万円、翌年度繰越額400万円、未収入特定財源、国道支出金260万円、一般財源140万円です。これは、350基の道路照明灯の点検調査を実施するもので、7月初めに発注する予定となっております。

合計で、金額1億4,712万1千円、翌年度繰越額1億3,098万7千円、未収入特定財源、国道支出金7,508万4千円、町債5,000万円、一般財源590万3千円でございます。

以上、繰越計算書の内容を申し上げます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上をもちまして、報告第2号、平成24年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（長谷川秀樹君） 日程第10、報告第3号、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

内容の報告を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました報告第3号、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況を説明する書類を添付し、報告とする。

内容につきましては、副町長より申し上げます。なおかつ、総合振興公社の社長も務めておられます副町長よりご説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。なにとぞ、ご承認たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 佐川 純君登壇〕

○副町長（佐川 純君） それでは報告第3号、新十津川総合振興公社の第40期となります平成24年度の経営状況について内容を説明いたします。なお、この内容については、5月27日、総合振興公社の取締役会等で認定が終わっております。主な決算数字を申し上げます。お手元の報告書8ページをお開き願います。

まず、損益計算書であります。24年4月1日から本年の25年3月31日までの1年間の損益計算状況であります。営業損益の部の売上高の計①でありますけれど、2億919万4,155円となつてございます。23年度においては、2億454万6,847円ということでありまして、23年度より500万円売上が増加したということでありまして。

次に、販売費、経費の内容でありますけれど、②2億405万34円ということでありまして。売上総利益、これは①売上高から販売費の②を引いた残りでありますけれど、514万4,121円であります。この売上総利益から一般管理費等の経費を除いての営業利益となるわけですが、一般管理費は459万7,648円。この中に459万7千円の中には、3月末に町に300万円寄附しておりますが、その金額300万円が含んでおる数字でございまして。その他に貸倒れ引当金の繰入ということで、これを除きますと、営業利益③から④を引いた残り50万6,473円が営業利益ということでありまして。この他に営業外の収益、営業外の費用を含めると、経常利益⑤足す⑧で⑨となっております51万7,898円ということでありまして、これに、特別利益の計を入れまして、それから特別損失の計を除いた残り57万3,422円から法人税等の4万7千円を引いた残り52万6,422円が平成24年度の純利益ということになります。

各部門ごとの利益の状況については、その下の各欄に載せてございます。

次に、9ページをお開き願いたいと思います。

ここは、株式資本等の変動計算書でございましてけれど、この一番下の方に先ほどの52万6,422円、これは当期利益でありますけれど、この剰余金の処分に関する資料を載せてござ

います。前年度からの繰越金が1,052万1,820円。それと、今期平成24年度の利益分52万6,422円を足した1,104万8,242円が次年度、25年度に繰り越される利益剰余金ということでございます。

次に、7ページに戻っていただきたいと思います。

これは、貸借対照表でございます。ここに24年4月1日から25年3月31日までと書いてございますけれど、貸借対照表でありますので、平成25年の3月31日現在ということでございます。3月31日現在の状況でございます。

左側の資産の部では、流動資産が4,277万2,085円ということで、このようになってございます。固定資産については666万4,539円、去年と比較いたしまして、(2)の車輛運搬具110万2,061円が去年より増えておりますけれど、これは2月にサライの車輛を購入した金額がありますので、この分が増えているということでもあります。資産の部の合計が5,254万6,624円。

替わりまして右側の負債の方でありますけれど、短期借入金2千万円であります。これは3月31日、この時は、町には返すものですからこの3月31日は北門信金から借りております2千万の数字であります。負債の部、合計が3,149万8,382円に純資産の分、先ほどの利益剰余金1,104万8,242円と資本金1千万、これを足した分5,254万6,624円ということになります。

内容については以上でありますけれど、本年については、5月については取締役の改選期ということで、別紙のとおり取締役名簿を添付させていただいておりますので、どうぞお目通しをいただきたいと思います。以上、内容の説明といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上をもちまして、報告第3号、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（長谷川秀樹君） 日程第11、報告第4号、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

内容の報告を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました報告第4号、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況を説明する書類を添付し、報告をする。

なお、内容の説明につきましては、産業振興課長よりご説明を申し上げます。よろしく

ご審議の上、ご承認たまわりますようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

産業振興課長。

〔産業振興課長 高松 浩君登壇〕

○産業振興課長（高松 浩君） 報告第4号、ピンネ農業公社の平成24年度第1期の経営状況について、内容をご説明いたします。なお、本報告書につきましては、5月13日、ピンネ農業公社の理事会並びに5月23日、評議員会で承認されております。主な事業の実施内容について申し上げます。お手元の事業報告書の1ページをお開き願います。

ピンネ農業公社は、昨年の4月9日、農業経営者の高齢化、後継者不足、更には、耕作放棄地出現等が懸念されますことから、町とJAピンネの出資により設立されました。設立初年ということで、当初は設立に関わる諸手続き業務等に時間を費やすところがございます。その後、第2四半期以降でございますが、関係団体との協議を重ね、以下のような事業に取り組みをいたしました。主な事業の取組みといたしましては、農地の円滑な流動化を図るため、農地利用集積円滑化事業を実施したところがございます。農地賃貸申し出戸数といたしましては、17戸で78.1ヘクタールの農地について賃貸契約を実施したところがございます。

また、集落営農の担い手を育成するため、多様な担い手の育成支援事業等について実施しております。

なお、事業の詳細につきましては、3ページ、4ページに記載しておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

続きまして、7ページをお開き願いたいと思います。

損益計算書でございます。収入の部、計画、基本財産利息1千円に対しまして、実績が678円。負担金収入といたしまして、町とJAピンネでございますけれども、計画1,299万8千円に対しまして、実績1,210万6千円と、雑収入といたしまして1千円の計画に対して671円の実績でございます。合計、計画1,300万円に対しまして、実績額合計1,210万7,344円でございます。

8ページの支出の方でございますが、初めに事業支出、計画229万7千円の計画に対しまして、実績額201万2,607円でございます。

9ページをお開き願います。管理費でございます。

計画1,070万3千円に対しまして、実績額979万7,534円でございます。計画といたしまして合計1,300万円の計画に対しまして、実績が1,181万141円でございます。前のページの収入実績1,210万7,344円から支出実績額1,181万141円を差し引きいたしますと、次年度への繰越金といたしまして29万7,203円ということでございます。

6ページに戻っていただいて、すみません。貸借対照表でございます。

資産の部でございますが、基金の500万円と3月31日時点での残金等といたしまして602万4,652円、負債の部、3月分の経費でございますが、4月に支出する関係上、未払金ということになってございます72万7,449円、これは正味財産の部といたしまして、基金の500万及びあと利息から繰越金を足しますと529万7,203円ということで、負債及び正味財産を合わせますと、資産と同額の602万4,652円でございます。以上の内容といたします。ご説

明終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

7番、長名實君。

○7番（長名 實君） ちょっと伺いますが、支出の部の農地利用集積円滑化事業とその下の多様な担い手の育成支援事業、これ両方の事業とも旅費がすごく金額張ってるのですが、何名ぐらいで何処へ行った旅費なんですか。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（高松 浩君） 8ページの農地利用集積円滑化事業の普通旅費でございますね、6,560円。左の計画につきましては千円単位で、右側が円単位でちょっと見づらいのですが、計画1万1千円に対しまして、実際に使いましたのは6,560円ということで、管内等の出張でございます。

それと、多様な担い手育成事業につきましてはの旅費でございますけれど、同じく計画1万1千円に対しまして、2万5,821円、これも管内等の実際に出張しておりますのは、職員4名おりますので、その4名の中の方の旅費でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございませんか。

6番、平澤豊勝君。

○6番（平澤豊勝君） お聞かせをいただきたいんですけども、ピンネ農業公社の会長が浦臼町へ説明に行ったと聞いてます。組織内の関係だと思しますので、浦臼町の加入動向については、どのようになっているのか、分かればお聞かせをいただきたいと思えます。確か、今年に入って議会、それから浦臼町の農業委員会等に説明に行ったというふうに聞いてますけども。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（高松 浩君） はい。ピンネ農業公社の設立に当たりまして、最初の準備段階におきましては新十津川町、浦臼町、ピンネ農協と3者で設立に向け協議を進めていたところでございますけれども、24年設置以前に浦臼町の方から、時期尚早ということで脱退をされました。その後の計画ということで、現在設立後の状況等に当たりまして町の方から、若しくは農業委員会の方から現状としてどのようになっているかということで、ピンネ公社に求められて現状の状況及び事業計画につきまして説明をしに伺ったということで聞いております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） それによつての……。

○産業振興課長（高松 浩君） その後の入る、入らないというか、どのような形でかといいますのは、それは浦臼町の考えでございますので、その点については一切、公社としては発言するものでございませぬので、ただ、公社といたしましては、意向があれば検討するという前向きな姿勢は持っておりますけれども、判断は浦臼町の考えでございますので、それ以上は言えるということではございませぬ。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 無いようですので、これで質疑を終わります。

以上をもちまして、報告第4号、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎発議第3号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第12、発議第3号、新十津川町議会議員の議員報酬に関する特別措置条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

3番、青田良一君。

〔議会運営委員長 青田良一君登壇〕

○議会運営委員長（青田良一君） それでは、今ご提案いただきました発議第3号について内容の説明をいたしたいと思えます。

新十津川町議会議員の議員報酬に関する特別措置条例の制定についてということでございます。

地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出するといった内容でございます。

それでは内容を説明させていただきたいと思えます。新十津川町議会議員の議員報酬に関する特別措置条例の制定について。

新十津川町議会議員の議員報酬に関する特別措置条例を次のように定めるということでございます。提案理由でございます。

提案理由は書かれてございますけれども、ちょっと内容が難しいようですけれども、東日本大震災を契機とする防災及び減災事業への積極的な取り組み及び地域経済の活性化を図ることの必要性を鑑み、この条例の制定について議決を求めるものであるということでございます。

議員各位については、すでに全員協議会等を実施いたしまして、この内容については頭の中で整理されていると思えますけれども、国家公務員の給与を下げ、このような形の中で財源が足りなくなるので、使いたいんだという流れの中で、私たち議員もそれに協力していこうという観点から、このような発議になったということをご理解をいただきたいと思えます。

趣旨でございますけれども、第1条、この条例は、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の特別措置について定めるものとする。

第2条、 議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の議員報酬の額は、条例第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

議長は、月額26万円、副議長は、月額20万6千円、常任委員長が月額18万8千円、議運の委員長が18万8千円、議員については17万6千円ということで、附則でございますけれども、この条例は、平成25年7月1日から施行するということでございます。それで、附則の2といたしまして、この条例は、平成26年3月31日限りその効力を失うということでございます。

従いまして、7月から来年の3月いっぱいまでこういった形で議員の報酬等について、

減額をするといった内容の発議となっております。

議員各位についてはご理解をいただきまして、ご賛同いただきますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、発議第3号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第31号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第13、議案第31号、新十津川町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程いただきました議案第31号、新十津川町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について。

新十津川町職員の給与の臨時特例に関する条例を次のように定めるということで、提案理由でございます。

今ほど議員報酬に関する特別措置条例の制定に関する提案理由と、まったく同様でございます。東日本大震災を契機とする防災及び減災事業への積極的な取り組み及び地域経済の活性化を図ることの必要性を鑑み、職員の給与の減額について特例措置を講ずるため、この条例の制定について議決を求めるものでございます。

なお、内容の説明につきましては総務課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 藤澤敦司君登壇〕

○総務課長（藤澤敦司君） ただ今上程いただきました、議案第31号、新十津川町職員の給与の臨時特例に関する条例の内容について、ご説明を申し上げます。

提案理由にありましたように、国では東日本大震災を契機として防災、減災事業に積極的に取り組むとともに、長引く景気の低迷を受け、一層の地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題であるとして、平成24年度から国家公務員の給与減額支給措置を実施し、各地方公共団体に対しましても速やかに国に準じた措置を講ずるよう要請してまいりました。今年度は、地方公務員給与削減総額の8,500億円を地方交付税から減額し、緊急防災、減災事業や地域の元気づくり事業費に充てる施策を打ち出しております。

これら一連の動きに対しまして、地方団体からは、国と地方の関係を著しく損なう政策であると反発する声も数多く出されておりましたが、現実的には、本町の地方交付税も一定額の減額が見込まれることから、その削減規模に見合う職員給与の減額措置を講じることで町政執行の財源が確保され、延いては本町住民の福祉向上、地域経済の活性化に資することができるものであることから、本条例を制定するものであります。

なお、本件に関しましては、給与削減という重要な案件であることから、町職員労働組

合への申し入れをし、慎重に、かつ紳士的に労使交渉を行った結果、同組合からの同意を得られましたので、今定例会に提案させていただいたところでございます。

それでは、条例の内容について順に説明申し上げます。

第1条は、趣旨で、本年7月1日から来年3月31日までの間、新十津川町職員の給与に関する条例の特例に関して必要な事項を定めるとしております。

第2条は、特例措置の内容で、第1項は、特例期間に給与月額を減額する割合を定めており、行政職給料表適用職員、医療職給料表適用職員ともに、1、2級は4パーセント、3～5級は5パーセント、6級は6.5パーセントとしております。

第2項では、各手当から減額する額を定めておまして、1号、2号では、管理職手当と地域手当を当該職員の支給減額率を乗じた額とし、3号、4号の期末手当、勤勉手当はそれぞれ、現行基準に2.93パーセントを乗じた額を減ずることとしております。5号は、休職者に適用する給与について定めております。

第3項は、時間外勤務手当、休日給等の規定であり、第1項と同様に当該職員の支給減額率を乗じた額を減ずることとしております。

第4項は、55歳以上の特定職員への適用に関する読み替え規定であります。

第3条と第4条は、職員の育児休業等に関する条例と職員の勤務時間、休暇等に関する条例に関して、給与減額に係る条項の読み替え規定であります。

附則ですが、条例の施行を平成25年7月1日とし、平成26年3月31日をもって効力を失うこととしたいとするものであります。

以上、内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第31号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第32号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第14、議案第32号、新十津川町空き家等の適正管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 植田 満君登壇]

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました議案第32号、新十津川町空き家等の適正管理に関する条例の制定について。

新十津川町空き家等の適正管理に関する条例を次のように定めるといたしまして、提案理由でございます。

空き家等の適正管理を図ることにより、町民の安全で安心な生活を確保するため、この条例の制定について議決を求めるものでございます。

なお、内容の説明につきましては住民課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 小林 透君登壇〕

○住民課長（小林 透君） ただ今上程頂きました、議案第32号、新十津川町空き家等の適正管理に関する条例の制定につきまして内容のご説明を申し上げます。

本町内では、適正に管理されずに老朽化する空き家が増えつつあり、中でも、倒壊や構造物の飛散、あるいは治安、環境上危険な状態にある空き家は、直接人命にも関わる重大な問題を引き起こし得るものであることから、空き家の適正管理を促すとともに、問題解決の実効性を確保するため条例を制定するものでございます。

この条例の要旨についてでございますが、第1点といたしまして、所有者が適正に管理する責務を明記したこと。第2点に、自然災害などによって空き家に起因する危険状態を回避するための緊急安全措置ができるものとしたこと。第3点に、管理が適正でない老朽空き家の所有者等に対して、その適正管理に係る助言、指導、勧告及び命令ができることを定めたこと。第4点として、老朽空き家の除却に対して助成をすることができるものとしたこと。第5点といたしまして、所有者等が除却などの命令に従わず、他の方法で問題を解決することが困難で、そのまま放置することが著しく公益に反する場合、行政代執行を行うことができることを定めたこととでございます。

それでは、条例内容をご説明申し上げます。

第1条は、条例の目的について定めてございます。

第2条は、文言の定義でございます。第1号で、空き家等とは常時無人でその敷地を含むものとしてございます。第2号で、危険な状態とは、倒壊や建築資材等の飛散、剥落等によりまして人の生命や財産に害を及ぼす状態、あるいは犯罪や火災などを誘発する恐れのある状態、有害な動植物などが相当程度繁殖している状態としてございます。第3号は、所有者等、第4号は町民等についてそれぞれ定義しております。

第3条では、この条例が、空き家に係る問題において、民事解決を妨げるものではないということを明記してございます。

第4条は、所有者等は自らの責任において適正に管理しなければならないという旨を明記してございます。

第5条は、町民等の情報提供の必要性について定めており、第6条で、その情報提供に基づく実態調査について定め、第7条で、必要に応じた立入検査ができる旨を定めてございます。

第8条は、空き家に対する指導、勧告、助成、命令、公表、代執行に関する町長の諮問事項の審議を行う、空き家等対策審議会の設置について規定してございます。なお、審議会は6人以内の委員で構成し、任期を2年としてございます。

第9条は、緊急安全措置について、所有者等の同意のもと緊急措置を行い、その経費については所有者等から徴収するものとしてございます。

第10条は、行政から所有者等に対する助言、指導について定めており、第11条では、勧告することができる旨を定めております。

第12条は、第10条と第11条で定めている指導や勧告に従い措置を講じたものに対し助成をすることができるものとしております。なお、助成内容と手続きにつきましては、規則で定めることとなります。

第13条は、勧告に従わないものに対し、必要な措置を講ずるよう期限を定めて命令することができることとしており、第14条で、その命令に基づく措置を期限までに講じないときは氏名などを公表するものとしております。

第15条は、行政代執行法に基づく代執行の実行について定めております。

第16条は、警察、その他の関係機関への必要な措置要請について定めております。

第17条では、規則への委任について規定をしているものでございます。

次に、附則についてでございますが、新旧対照表も併せてご覧いただきたいと思っております。

附則の第1項は、平成25年7月1日から、この条例を施行することを定めております。

第2項は本条例の制定に際し、新十津川町美しいまちづくり条例の一部を改正するものでございまして、美しいまちづくり条例第9条の空き地等の適正管理における、空き家の部分を削除するものでございます。

以上、新十津川町空き家等の適正管理に関する条例に係る制定内容、及び、附則による関係条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決たまわりますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第32号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第33号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第15、議案第33号、新十津川町長及び副町長の給料に関する特別措置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました議案第33号、新十津川町長及び副町長の給料に関する特別措置条例の一部改正について。

新十津川町長及び副町長の給料に関する特別措置条例の一部を改正する条例を次のように定めるといたしまして、提案理由でございます。

東日本大震災を契機とする防災及び減災事業への積極的な取り組み及び地域経済の活性化を図ることの必要性を鑑み、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては総務課長より申し上げます。よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 藤澤敦司君登壇〕

○総務課長（藤澤敦司君） ただ今上程いただきました議案第33号、新十津川町長及び副町長の給料に関する特別措置条例の一部改正の内容について、ご説明を申し上げます。

本条例につきましては、議案第31号と同様の趣旨であります。平成23年7月1日から平成27年4月30日までの間は、行政改革を推進するため、特別措置条例により町長と副町長

の給料月額を引き下げおまして、その特別措置の額からさらに、約6.5パーセントを引き下げる内容でございます。

改正の内容ですが、附則に1項を加えて、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間は、町長の給料を66万3千円から62万円とし、副町長の給料を60万3千円から56万4千円といたしたいとするものであります。

なお、本則との比較では、町長が約21パーセント、副町長が11パーセントの削減となります。

附則で、この条例は平成25年7月1日から施行したいとするものであります。

以上で、内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議をたまわりますよう、お願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第33について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案34号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第16、議案第34号、新十津川町教育委員会教育長の給料に関する特別措置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました議案第34号、新十津川町教育委員会教育長の給料に関する特別措置条例の一部改正について。

新十津川町教育委員会教育長の給料に関する特別措置条例の一部を改正する条例を次のように定めるといたしまして、提案理由でございます。

東日本大震災を契機とする防災及び減災事業への積極的な取り組み及び地域経済の活性化を図ることの必要性を鑑み、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては、同様に総務課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 藤澤敦司君登壇〕

○総務課長（藤澤敦司君） ただいま上程いただきました、議案第34号、新十津川町教育委員会教育長の給料に関する特別措置条例の一部改正の内容について、ご説明を申し上げます。

本条例につきましても、前議案同様の趣旨でありまして、平成23年7月1日から平成27年4月30日までの間は、行政改革を推進するため、特別措置条例により、教育長の給料月額を引き下げおまして、その特別措置の額からさらに、約6.5パーセントを引き下げる内容でございます。

改正の内容ですが、附則に1項を加えて、平成25年7月1日から平成26年3月31日まで

の間は、教育長の給料を55万4千円から51万8千円といたしたいとするものであります。

なお、本則との比較では、約9パーセントの削減となります。

附則で、この条例は平成25年7月1日から施行したいとするものであります。

以上で、内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議をたまわりますよう、お願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第34号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで午後3時50分まで休憩いたします。

（午後3時38分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後3時50分）

◎議案第35号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第17、議案第35号、新十津川町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました議案第35号、新十津川町税条例の一部改正について。

新十津川町税条例の一部を改正する条例を次のように定めるといたしまして、1枚、2枚目の一番最後でございます。

提案理由が記載してございます。地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除等の延長及び拡充並びに延滞金等の見直しを行うほか、税負担軽減措置等の整理を行う必要があるため、この条例の一部改正について議決を求めらるものでございます。

なお、内容につきましては住民課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決をたまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 小林 透君登壇〕

○住民課長（小林 透君） ただいま上程いただきました議案第35号、新十津川町税条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。お手元の新旧対照表、及び、本日お配りいたしました資料1も併せて、ご覧いただきたいと思います。

まず資料1でございますけれども、改正内容の要点を5点にまとめて記載をさせていただきます。

第1に、個人住民税における住宅ローン控除を平成26年1月1日から平成29年12月31日まで4年間延長するとともに、その控除額が5パーセントであったものを平成26年4月1

日からから7パーセントに拡充するものでございます。

第2に、公社債等の利子や譲渡損益に対する課税と、上場株式等の配当や譲渡損益に対する課税を一体化して、上場株式等の配当等及び譲渡損益の間でのみ認められている損益通算につきまして、平成29年度から特定公社債等の利子等及び譲渡損益まで損益通算範囲を拡大することができることとするものでございます。

第3といたしまして、延滞金及び還付加算金を現在の低金利の状況を踏まえ、平成26年1月1日以降は延滞金の特例利率が納期限後1か月以内は4.3パーセントから3.0パーセントになり、それ以降は14.6パーセントが9.3パーセントとなるものであり、還付加算金は、当面の特例利率が4.3パーセントから2パーセントに変更となるものでございます。

第4に、ふるさと寄付金に係る寄付金税額控除について、平成25年度から復興特別所得税が課税されることに伴い、所得税において寄付金控除の適用を受けた場合、ふるさと寄付金に係る税負担軽減額が復興特別所得税軽減分の2.1パーセント軽減されるものでございます。

第5に、復興支援のための税制上の対応として、東日本大震災の被災者等の住宅土地の相続人が、被災から7年以内に譲渡をした場合、特例税制の適用を受けることができるものでございます。

それでは、改正の内容をご説明申し上げます。議案及び新旧対照表をご参照願います。

新旧対照表1ページ、第34条の7は、寄付金税額の控除において租税特別措置法の適用による、ふるさと納税における復興特別所得税軽減分の軽減について加えたものでございます。

第90条第2項は、加えるべき法律制定年及び法律番号を追加したものでございます。

次に、2ページからの附則の改正についてでございますが、附則第3条の2で、同条第2項で別に明示する第52条を削除し、次に延滞金について、本則としての年14.6パーセントを記載し、次に、各年の特例基準割合の算出方法を変更する内容について記載してございます。

また、同条第2項を追加し、当分の間、第52条に規定する特例基準割合を7.3パーセントとすることとしております。

3ページの附則第4条は、加えるべき日本銀行法の制定年および法律番号等を追加し、第52条で定める法人町民税に係る納期限の延長をした場合について除くものとしております。

4ページ、第4条の2は、租税特別措置法第40条第10項が追加されたことによる項数変更でございます。

第7条の3の2は、住宅ローン減税を平成25年までに入居したものから4年間延長し、平成29年までとするものでございます。

なお、個人住民税控除限度額を5パーセントから7パーセントに拡充することにつきましては、租税特別措置法第41条が改正されたことによりまして、自動的に拡充されることとなります。

5ページの第7条の4では、ふるさと寄付金に係る寄付金税額控除について、平成25年度から復興特別所得税が課税されることに伴い、2千円を超える額について、個人住民税、所得税及び復興特別所得税を併せて全額が控除されることになったものを規定するもので

ございまして、地方税法附則第5条の6第2項の追加によるただし書きを、規定追加したものでございます。

6 ページ、第17条の2第3項では、租税特別措置法第37条の9の2及び同法第37条の9の3が削除されたことにより、引用条文を一部変更したものでございます。

第22条の2は、東日本大震災に係る被災住居用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例について、第1項は、文言等に係る引用などを追加するとともに、表により読み替えを表示するなど、項ごと変更するものでございまして、8 ページ、第2項は、被災住居用財産の敷地の譲渡に際して所有した時期に係る規定を加えたものを、項ごと追加するものでございます。

9 ページの第3項は、現行で第2項であったものを第3項として引用する項が複数あることから、引用部分を、これらに変更したものでございます。

9 ページおよび10ページでは、附則第23条第1項及び第2項で、地方税法附則の改正による項数などの変更を行っております。

次に改正条例の附則についてご説明を申し上げます。改正条例の本文の方をご参照いただきたいと思っております。

附則の部分で第1条は、この条例の施行日を平成26年1月1日としてございます。ただし、一部を平成27年1月1日からとしてございます。

第2条は、延滞金に関する経過措置として、条例附則第3条の2の改正については、平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、従前の例によるとしてございます。

第3条は、町民税に関する経過措置として、平成26年度以後の町民税に適用し、平成25年度までは従前の例とし、また、条例附則第23条の改正については、平成27年度以後の町民税について適用するものでございます。

以上、新十津川町税条例の一部を改正する条例についての、内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決たまわりますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第35号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第36号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第18、議案第36号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました議案第36号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について。

新十津川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるといたしまして、裏面の一番最後でございます。

提案理由でございます。地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険世帯の被保険者の軽減措置の見直しに伴う所要の改正を行うとともに、国民健康保険事業の

適切な運営を図るため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては、同様に住民課長よりご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 小林 透君登壇〕

○住民課長（小林 透君） ただいま上程いただきました議案第36号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。お手元の新旧対照表及び、本日配布いたしました資料2についても、併せてご参照願いたいと思います。

まず、資料2の方をご参照願いたいと思います。

今回の改正につきましては、第1に、国民健康保険制度の見直しが行われたこと。第2に国民健康保険税率を見直したことの、2つの要因によりまして条例を改正するものでございます。

第1の要因でございます。国民健康保険制度の見直しが行われた内容についてでございますが、1点目に国保税の基準額算定において、国保世帯の被保険者1人当たり35万円で計算されますが、国保から後期高齢者医療制度に移行する者がいる場合、国保から抜ける者を被保険者数とみなしてカウントする特例措置がございましたが、これを特例ではなく、恒久措置とする制度改正となったものでございます。

2点目に、特定世帯に係る平等割額を5年間2分の1に減額する措置を、激変緩和のため5年を超えた世帯に対し更に3年間、4分の1を減額する措置を追加するものでございます。

そして、第2の要因であります国保税率の見直しについてですが、資料2の裏面をご覧くださいと思います。

平成24年度の国保保険給付は、入院費用額の減少などによって療養諸費総額が対前年で1,800万円ほど減少いたし、また、空知中部広域連合への負担金も当初見込みから3,200万円ほど減額となりました。その結果、取り崩しを見込んでいた基金は2,100万円ほど積み増しをすることができ、現在の基金は1億1,600万円を超える額となっております。

本町の国保財政は、被保険者数が減少傾向にあり、また、高度医療の進展による1人当たりの療養諸費の上昇が見込まれるなど不安材料もございますが、現状において、国保財政は、やや安定的に推移していると言えます。

これらの状況を勘案し、本年度の国保税率を資料2のとおり改正いたしたいとするものでございます。税率の改正の大まかな方向性といたしましては、国保財政の安定運営確保を前提とした上で、1点目に、これまでやや高い設定であった資産割を全体で8.2パーセント引き下げたこと、2点目に、低所得階層の負担軽減を図ることができるよう均等割と平等割を引き下げたことでございます。

それでは、条例改正の内容についてご説明を申し上げます。議案および新旧対照表をご参照願います。

まず、第4条では、国保税の資産割額を固定資産税額の土地及び家屋に係る部分の額に乘じる率を100分の46から100分の40に下げるものでございます。

次に、第5条でございますが、均等割額を3万6千円から3万円にするものでございます。

第5条の2についてですが、先ほど説明いたしました、後期高齢者医療制度に移行する者を国保世帯員とみなしてカウントする措置を恒久化するため、期間を限定する記述を削除するとともに、特定世帯に係る世帯別平等割額を5年間2分の1とする減額措置を過ぎた3年間は、特定継続世帯と呼び、4分の1を減額する措置を追加したものでございます。

新旧対照表の2ページ、第7条では、資産割の乗数を100分の7.6から100分の7に変更するものでございます。

第7条の3は、平等割額を5,200円から5千円として、特定世帯は2,600円から2,500円としてございます。また、制度改正により追加された特定継続世帯を新たに3,750円としたものでございます。

第9条は、介護給付金分の資産割額の乗数を100分の9.6から100分の8に下げるものでございます。

新旧対照表3ページ、第9条の2につきましては、介護納付金分の均等割額を1万円から8千円に引き下げるものでございます。

第9条の3につきましては、介護納付金分の平等割額を6,800円から6千円に引き下げるものでございます。

第12条は、国税の納期の第1期の始まりを7月1日から7月15日に変更するものであります。これは、今回の国保制度の改正によって特定継続世帯が制度化され、システムの改修、その他の作業等が生じ、第1期の納期を7月1日からとするのが非常に難しい状況となったためでございます。また、今後におきましても、法律や制度改正に伴う作業やシステム改修などに対応することを勘案いたしまして、7月15日に変更するものでございます。

次に、新旧対照表3ページから7ページにかけての、第21条の改正についてでございますが、4ページ、第1号では、今回の税率改正等の変更に係る影響分で、いわゆる7割軽減に係る軽減額を、均等割と平等割及び特定継続世帯の追加による医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分それぞれで示した上で反映させたものでございます。

5ページ、第2号は、いわゆる5割軽減に係る軽減額を第1号と同様の項目について変更するものでございます。

6ページ、第3号は、いわゆる2割軽減に係る軽減額について変更するものでございます。

次に、附則についてでございますが、附則の第1項に見出しを付け加えたこと、そして、第15項は法律の条項の移動に伴う引用条項を変更するものでございます。

以上、新十津川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての、内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決たまわりますようお願い申し上げます。
○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第36号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第37号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第19、議案第37号、平成25年度新十津川町一般会計補正予

算（第2号）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました議案第37号、平成25年度新十津川町一般会計補正予算（第2号）でございます。

平成25年度新十津川町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,670万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億3,370万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加は、第2表、地方債補正による。

なお、内容につきましては副町長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 佐川 純君登壇〕

○副町長（佐川 純君） それでは上程いただきました議案第37号、平成25年度新十津川町一般会計補正予算（第2号）となります。内容の説明を申し上げます。

7ページ、8ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書。総括、歳入。補正のある款のみ申し上げます。

15款、国庫支出金。補正額2,551万8千円、計3億1,219万9千円。

19款、繰入金。補正額1億1,047万4千円、計2億3,948万1千円。

21款、諸収入。補正額11万円、計1億4,121万1千円。

22款、町債。補正額2,060万円、計2億6,300万円。

歳入合計は、補正額1億5,670万2千円、計51億3,370万円。

続きまして、歳出であります。

2款、総務費。補正額444万5千円、計4億3,331万8千円。財源内訳、すべて一般財源であります。

4款、衛生費。補正額98万8千円、計4億8,685万3千円。財源内訳、これも一般財源すべてであります。

8款、土木費。補正額4,872万5千円、計5億5,657万円。財源内訳、特定財源で国道支出金2,551万8千円、地方債2,060万円、その他11万円、一般財源249万7千円。

12款、公債費。補正額1億2,540万円、計9億7,115万6千円。財源内訳、すべて一般財源であります。

13款、職員費。補正額減額の2,285万6千円、計8億8,611万4千円。財源内訳、すべて一般財源の減額でございます。

歳出合計、補正額 1 億 5,670 万 2 千円、計 51 億 3,370 万円。財源内訳、特定財源、国道支出金 2,551 万 8 千円、地方債 2,060 万円、その他財源 11 万円、一般財源 1 億 1,047 万 4 千円です。

次に、地方債の補正を説明をいたします。6 ページに戻っていただきたいと思います。

第 2 表、地方債補正。追加分であります。

起債の目的、除雪機械整備事業債。限度額 2,060 万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、5 パーセント以内。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。以上であります。

事業の内容については、歳出で説明をいたします。

次に、17、18 ページをお開き願います。歳出の内容を申し上げます。

2 款 1 項 1 目一般管理費。補正額 6 万 6 千円、計 3,074 万 6 千円。財源内訳、すべて一般財源であります。内容を申し上げます。11 番、功労者等表彰事業 6 万 6 千円。これにつきましては、町表彰条例に基づく平成 25 年度の 6 月 20 日の開町記念式の席上表彰されます功労者が決定したことから、予算の不足分を補正するものであります。被表彰者は、特別功労者 1 名、功労表彰者 1 名、善行表彰 1 名、その他に永住功労者 25 名であります。

続きまして、2 款 1 項 3 目財産管理費。補正額 30 万円、計 1 億 2,314 万 7 千円。財源内訳、すべて一般財源であります。内容を申し上げます。2 番、普通財産管理事務 30 万円。これは、物産館前に設置してあります公衆電話ボックスが、老朽化により外壁が崩落し修繕の必要がありますけれど、利用者が非常に少なく、また、近くにも公衆電話があることから、これを解体撤去するものでございます。

6 目交通安全対策費。補正額 10 万円、計 7,059 万 8 千円。財源内訳、すべて一般財源であります。内容を申し上げます。2 番、交通安全推進事業 10 万円。これは、交通安全指導員は、設置規則で定員については 20 名以内となっておりますけれど、これまで 15 名の指導員で推移してきたことから、当初予算を 15 名の経費を計上しておりましたですけれど、今年 4 月改選に伴いまして、各区に呼びかけましたところ全部で 17 名となったことから、報酬等の不足分を追加するものでございます。

7 目町有林造成管理費。補正額 29 万 7 千円、計 972 万 8 千円。財源内訳、すべて一般財源です。内容を申し上げます。1 番、町有林保育管理事業 29 万 7 千円。これについては、学園の 7 号地先の町有林の一部に土砂崩れの恐れがあり、道の防災工事を要請しておりますけれど、工事までの期間、近くの幹線用水路に土砂による被害がでないよう、防止用の鉄板により蓋をする経費を計上したものでございます。

9 目行政区費。補正額 368 万 2 千円、計 6,807 万 9 千円。財源内訳、すべて一般財源です。内容を申し上げます。7 番、大和区自治会館改修事業 368 万 2 千円。これは、耐震診断の結果、大和自治会館については耐震補強が必要ありませんけれど、老朽による改修とバリアフリー等の対応工事への実施設計に係る費用を計上したものでございます。工事については、平成 26 年度の予定をしております。

続きまして、19 ページ、20 ページ。4 款衛生費であります。

4 款 1 項 2 目環境衛生費。補正額 98 万 8 千円、計 887 万 4 千円。財源内訳、すべて一般財

源です。内容を申し上げます。7番、危険空き家対策事業98万8千円。これは、先ほど説明させていただきました、新十津川町空き家等の適正管理に関する条例制定に伴う審議会、委員さんは6名でありますけれど、その経費と除却補助3件分を計上したものでございます。

続きまして、21ページ、22ページ。8款土木費であります。

8款2項1目道路維持費。補正額4,401万5千円、計1億9,831万9千円。財源内訳、特定財源としまして国道支出金2,336万円、これについては、社会資本整備総合交付金であります。地方債2,060万円、これは除雪機械整備事業債であります。一般財源5万5千円であります。内容を申し上げます。7番、除雪機械購入事業4,401万5千円。これは、平成9年度購入の除雪トラック10トン専用車でありますけれど、この更新を国の社会資本整備総合交付金事業として要望しておりましたですけれど、この交付が決定したことから計上するものでございます。

2目道路新設改良費。補正額371万円、計1億5,199万2千円。財源内訳、特定財源、国道支出金215万8千円、社会資本整備総合交付金であります。その他財源11万円。幌加北3号線道路整備補償負担金11万円であります。その他一般財源144万2千円。内容を申し上げます。1番、道路整備事業11万円。これは、トップダムへの道路、町道幌加北3号線でありますけれど、この地すべり対策工事を国がダム周辺整備として行いますけれど、この前に町が、その用地購入と立木補償業務を行うことになったために計上するものでございます。2番、道路名標識板設置事業360万円。これについては、道路名標識板設置を社会資本整備総合交付金事業として、平成22年度より実施しておりますけれど、本年度については、道路名標識板については、里見、中央、総進の20か所と案内板、総進、大和でありますけれど、2か所に設置するものでございます。

8款4項2目公園管理費。補正額100万円、計2,396万7千円。財源内訳、すべて一般財源であります。内容を申し上げます。1番、都市公園等管理事業100万円。これについては、菊水公園内の記念保護樹林1本が枯れの進みが大きく、倒れる恐れがあったことから、この伐採費用と公共工事労務単価の改定に伴う不足分を補正するものでございます。

続きまして、23、24ページ。12款公債費であります。

12款1項1目元金。補正額1億2,540万円、計8億9,034万6千円。財源内訳、すべて一般財源であります。内容を申し上げます。1番、地方債償還元金1億2,540万円。これは、平成24年度起債の過疎地域自立促進特別事業債、過疎ソフト分と言われているものでございますけれど、この元金を全額繰上償還するものでございます。

続きまして、25、26ページとなります。13款職員費であります。

13款1項1目職員費。補正額減額の2,285万6千円、計8億8,611万4千円。財源内訳は、すべて一般財源の減額であります。内容を申し上げます。1番、職員人件費減額の2,285万6千円。これは、国の給料減額要請に伴う理事者及び職員の給料、職員手当等及び共済費の減額であります。それから、地域手当については、本年度、職員を道に派遣をいたしておりますけれど、それに伴う計上でございます。

以上で、内容の説明を終わります。よろしくご審議たまわりますよう、お願いをいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第37号について、提案理由並びに内容の説明を終

ります。

◎議案第38号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第20、議案第38号、平成25年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました議案第38号、平成25年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

平成25年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるということをごさいますて、同様に内容につきましては、副町長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 佐川 純君登壇〕

○副町長（佐川 純君） 上程いただきました議案第38号、平成25年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）となります。内容の説明を申し上げます。

3ページ、4ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書。総括。歳入。補正のある款のみ申し上げます。

1款、国民健康保険税。補正額減額1,394万7千円。計2億3,409万3千円。

3款、繰入金。補正額1,394万7千円、計8,909万4千円。

これは、国保税率の改正に伴います減額と、その財源不足を基金から繰入し充当調整するものでございます。

歳入合計補正額は、変わりはありません。

歳出についての補正はありません。

以上で、内容の説明を終わります。よろしくご審議たまわりますよう、お願いをいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第38号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第39号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第21、議案第39号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

[町長 植田 満君登壇]

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました議案第39号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、提案理由と内容のご説明を申し上げます。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。新旧対照表をご覧くださいになっていたと思います。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約。

別表第1に、北空知圏学校給食組合が新たに加入することによりまして、規約を変更しようとするものでございます。別表の一番最後に、広域紋別病院企業団のあとに北空知圏学校給食組合、これが新たに設立されたということでございまして、この組合の加入によるものでございます。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法286条第1項の規定により、総務大臣の許可の日から施行するということでございまして、提案理由を申し遅れておりました。

提案理由は、地方自治法第290条の規定により、議決を求めるものでございます。失礼いたしました。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第39号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第40号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第22、議案第40号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

[町長 植田 満君登壇]

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました議案第40号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

北海道市町村総合事務組合の規約の一部を変更する規約でございまして、提案理由を先に申し上げます。

地方自治法第290条の規定により、議決を求めるものでございます。

これは、前議案同様に北空知圏学校給食組合の加入によるものでございまして、別表の第1は、空知総合振興局管内の34組合が新たに追加となって35ということになります。それで、第2表中、空知中部広域連合のあとに北空知圏学校給食組合を加えるというものでございます。

なお、附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による、総務大臣の許可の日から施行するというものでございます。

以上、提案理由と内容の説明に代えさせていただきます。よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第40号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎散会の宣告

- 議長（長谷川秀樹君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
なお、13日は、議案調査のため休会となっております。
14日は、午前10時より開会いたしますので、よろしく願いいたします。
それでは、本日はこれで散会をいたします。どうもご苦労さまでした。

(午後 4 時34分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成25年第2回新十津川町議会定例会

平成25年6月14日（金曜日）

午前10時開議

◎議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 委員会報告第3号 経済文教常任委員会審査報告
(請願第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算の確保・充実に向けた請願)
- 第3 発議第3号 新十津川町議会議員の議員報酬に関する特別措置条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 第4 議案第31号 新十津川町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 第5 議案第32号 新十津川町空き家等の適正管理に関する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 第6 議案第33号 新十津川町長及び副町長の給料に関する特別措置条例の一部改正について（質疑、討論、採決）
- 第7 議案第34号 新十津川町教育委員会教育長の給料に関する特別措置条例の一部改正について（質疑、討論、採決）
- 第8 議案第35号 新十津川町税条例の一部改正について（質疑、討論、採決）
- 第9 議案第36号 新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について（質疑、討論、採決）
- 第10 議案第37号 平成25年度新十津川町一般会計補正予算（第2号）
(質疑、討論、採決)
- 第11 議案第38号 平成25年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
(質疑、討論、採決)
- 第12 議案第39号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について（質疑、討論、採決）
- 第13 議案第40号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について（質疑、討論、採決）
- 第14 議案第41号 工事請負契約の締結について（説明、質疑、討論、採決）
- 第15 議案第42号 工事請負契約の締結について（説明、質疑、討論、採決）
- 第16 意見書案第3号 2014年度国家予算編成における教育予算の確保・充実に向けた意見書（説明、質疑、討論、採決）
- 第17 議員の派遣承認について

第18 閉会中委員会所管事務調査申し出について

◎出席議員（11名）

1番	安中	経人	君	2番	西内	陽美	君
3番	青田	良一	君	4番	山田	秀明	君
5番	笹木	正文	君	6番	平沢	豊勝	君
7番	長名	實	君	8番	後木	幸里	君
9番	樋坂	里子	君	10番	西永	勝治	君
11番	長谷川	秀樹	君				

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町	長	植田	満	君								
副町	長	佐川	純	君								
教	育	長	熊田	義信	君							
総	務	課	長	藤澤	敦司	君						
住	民	課	長	小林	透	君						
会	計	課	長	遠藤	久美子	君						
保	健	福	祉	課	長	長谷川	雄士	君				
産	業	振	興	課	長	兼						
農	業	委	員	会	事	務	局	長	高	松	浩	君
建	設	課	長	三	谷	和	弘	君				
教	育	委	員	会	次	長	加	藤	健	次	君	
代	表	監	査	委	員	山	本	忍	君			

◎職務のために出席した者の職氏名

事	務	局	長	高	宮	正	人	君
---	---	---	---	---	---	---	---	---

◎開議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則により議長より指名いたします。

3番、青田良一君。4番、山田秀明君。両君を指名いたします。

◎委員会報告第3号の上程、報告、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2、委員会報告第3号、経済文教常任委員会審査報告、請願第2号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算の確保・充実に向けた請願を議題といたします。

本件につきましては、審査結果が議長宛に報告されておりますので、所管経済文教常任委員会から報告を求めます。

経済文教常任委員長、山田秀明君。

〔経済文教常任委員長 山田秀明君登壇〕

○経済文教常任委員長（山田秀明君） おはようございます。議長の指示でございますので、報告をいたします。

委員会報告第3号。経済文教常任委員会審査報告書。本委員会に付託の請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。議案等の番号、請願第2号。件名、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算の確保・充実に向けた請願。審査結果、採択すべきもの。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 経済文教常任委員長の審査結果報告を終わります。

本請願の委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより請願第2号を採決いたします。

請願第2号について、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕と云う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがいまして、請願第2号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算の確保・充実に向けた請願は、委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

○議長（長谷川秀樹君） ただいま採択と決定した請願第2号につきまして、意見書を審議する必要がございます。

議案配布のため暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

<議案配布>

○議長（長谷川秀樹君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

◎日程の変更

○議長（長谷川秀樹君） ここで事務局長より日程の変更を申し上げます。

議会事務局長。

○議会事務局長（高宮正人君） それでは議事日程の変更について申し上げます。

皆様にお配りしております議事日程の表をご覧くださいと思います。日程第17、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを日程第18とし、日程第16、議員の派遣承認についてを一つ繰り下げ日程第17とし、日程第15の次に日程第16として、意見書案第3号、2014年度国家予算編成における教育予算の確保・充実に向けた意見書を追加していただきまして、ご審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3に入る前に、これから提案されます発議第3号から議案第40号までの案件につきましては、6月12日の定例本会議において提案理由並びに内容の説明を終わっております。よって、直ちに質疑に入りますので、よろしく願いいたします。

◎発議第3号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、発議第3号、新十津川町議会議員の議員報酬に関する特別措置条例の制定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより発議第3号を採決いたします。
この採決は起立により行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔「賛成者起立」〕

- 議長（長谷川秀樹君） 着席ください。
起立多数です。
したがって、発議第3号、新十津川町議会議員の議員報酬に関する特別措置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第4、議案第31号、新十津川町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてを議題といたします。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はございませんか。
まず、原案可決に反対の方の討論を許します。
3番、青田良一君。

〔3番 青田良一君登壇〕

- 3番（青田良一君） それでは議案第31号、新十津川町職員給与の臨時特例に関する条例の制定について、反対の立場で討論をさせていただきたいと思っております。

議員各位もご存じだと思いますけれども、この条例につきましては、国家公務員の給与を削減して、提案理由にも書かれておりますように、防災、減災あるいは震災等の資金にしていきたいという観点で2年前に行われたものに対して、突如としまして、地方自治体の方に地方公務員についても同様の措置をとということで通達がきたようでございます。通達だけで済めば、それはそれでよかったですのでしょうけれども、地方自治体の貴重な財源である地方交付税を減額するというペナルティーといたしますか、そういう中で、これが下りてきているという現状でございます。

過日の委員会でも、総務課長から説明を受けましたけれども、一過性のものだということではありますけれども、私は、これまで本町は、非常に努力を重ねながら行政改革等を行い、減っていく交付税にどのように対応してまちを切り盛りするかということに対し努力を重ねてきたはずで

そこには、職員各位の努力が相当なものがあったんだろうというふうに、私は理解しております。今回の措置につきましては、前段お話ししたように、何の大義もなく、突然、そういう形で地方自治体に降ってくるというのは、私は、心情的にはどうしても理解できません。

町長は、住民生活に影響があるというふうなことでのお話がございましたけども、私は、住民生活よりも、これまで努力してきた職員の方々の士気の低下、あるいは仕事に対する意欲の低下、私たちを全然守ってくれないんだなというふうなことにつながるのだとしたら、反って逆効果になるんだろうというふうに理解をいたします。

議員の報酬、あるいは町長等の報酬については、発議者としてちょっと自己矛盾を感じますけども、その部分については減額される地方交付税の穴埋めになればということで、自分自身を理解させました。しかし、今申し上げましたように、職員の分については、どうしても、私は理解することができません。

従いまして、議員各位についても、今までの町の流れ等について、もう一度ご賢察をいただきながら、この減額が、果たして妥当なのかどうかということについて賢明なご判断をいただければと思います。

最後になりますけども、北海道等については非常に厳しい交付税措置がきて、その補てんする財源そのものが道の方には無いために呑まざるを得ないという事態になったんだろうというふうに推察いたします。幸いなことに、本町におきましては、余剰金として次年度に対して1億余の部分、また基金に積み立てることができるというふうな財政状況にありますから、1千万や2千万のお金がなくなっても危機を乗り越えて、前向きな意欲をもって職員に仕事をしてもらった方が、どれだけまちの活性化になるか計り知れないのではないかなというふうに思います。

以上、まとまりませんでしたけども、この条例についてどうしても理解できないと立場から、反対の立場で討論させていただきましたので、議員各位のご理解とご支援をよろしく申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに、ございませんか。

9番、樋坂里子君。

〔9番 樋坂里子君登壇〕

○9番（樋坂里子君） 議長のお許しをいただきましたので、議案第31号、新十津川町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

初めに指摘したいのは、提案理由であります。東日本大震災を契機とする防災及び減災事業への積極的な取り組み及び地域経済の活性化を図ることの必要性を鑑み、職員の給与の減額について特例措置を講ずるためとあります。

防災及び減災事業への積極的な取り組みと、職員の給与削減が結びつかないことであります。また、及び地域経済の活性化を図る必要性とありますが、職員の給与の削減は、町三役も含めて約2,200万円の給与の減となるもので、地域経済の活性化に逆行するものではないでしょうか。給与がそれだけ減額されると購買力が落ちて、地域の活性化にはならないと思います。そして政府は、東日本大震災の復興財源確保で、国家公務員の給与を平均7.8パーセント削減することを踏まえて、地方自治体にも道水準で給与の削減を迫っていますが、政府は復興財源を本当に震災現場の復興に使用されているのでしょうか。本町も含む

中・北空知のごみ焼却炉への費用にも出されているではありませんか。また、復興に関係のない大型公共事業や道路建設なども使われていると思います。

また、削減の水準として国家公務員を100とした場合の地方公務員の給与水準を示すラスパイレス指数が100以上ある自治体も指摘の対象としていますが、ラスパイレスが100以上あるということは、各自治体の努力によるものであって、全国一律の給与水準でないことをみても、高いから下げろとはならないと思います。国家公務員の賃下げは、法務、民間を含めて多くの労働者に影響がおよび、賃下げの悪循環に陥ることになります。

今までは、人事院勧告に従っていたものですが、今回、国は人事院勧告には内閣や国会に対する法的拘束力はないとして、最後は、国会が決めることをできるとしております。さらに今年は、地方自治体に対して地方交付税削減をもつての強要を行っておりますが、職員の給与は生活給であります。給与削減は、地域の活性化に逆行するものであり、賛成いたしかねますので、議案第31号に反対といたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 次に、原案可決に対し、賛成の方の討論を許します。

1番、安中経人君。

〔1番 安中経人君登壇〕

○1番（安中経人君） おはようございます。同じ委員会の仲間二人から反対討論ということで、非常に私としては不名誉なことでもありますけども、私は、ただいま議決を求められております議案第31号、新十津川町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について、原案賛成の立場で討論いたします。

公務員の給与改定に関する取扱いにつきましては、平成25年1月に閣議決定され、地方公共団体においても速やかに国に準じて必要な措置を講じるよう要請があったところでございます。

今回、この要請に対し、管内の市町では独自の給与削減を行っているところがあるため、足並みは統一されておりません。しかし、ラスパイレス指数が100を超えている市町については、概ね削減に取り組むことで進んでいる状況にあります。

本来、条例により自主的に決定されるべき給与に対して、国の関与による引き下げの要請が行われたことは、地方自治体の独立の侵害であり、あってはならないことだと私は思っております。最終的にどうするかを判断するのは地方自治体であります。

先般の総務民生常任委員会において、その内容、削減の根拠について実施の説明を受けたところであります。本町に交付される地方交付税のうち、経費減額相当額約1,900万としており、今回の削減相当額とほぼ同額であることから、今回の措置は概ね妥当とみるものであります。また、地方自治体は地方自治法により、その事務の中に国の事務を代行する法定委理事務を行っており交付税根拠の一つであること、さらに重要なことは、税の分配が自治体の大原則であるということでございます。国からの交付税財源の源泉は国税であり、税の分配であります。このことから厳しい社会環境からして行政職員のために財源の確保は住民の理解は、現状到底得られないものと考えます。また、自主財源である町の税収を見ても約5億前後であり、人件費が占める割合を考慮するとやむを得ない措置であると考えます。

ここで少し主観的になりますが、古い言葉に、公務員は全体の奉仕者として、私心を捨

て、公に尽くすという言葉があったように私は記憶しております。私は四十数年前公務員を志し、初めての職場においてそのことを上司から得々と教え込まれたことを、今でも自分の支えとしております。その言葉は、滅私奉公であります。この意味は、先ほどの全体の奉仕者、正にそのことであります。職員には大変つらく、勤労意欲の低下につながるような労働の対価となる労働分配率の削減は十二分に理解しながらも、ここはひとつ志しを持った職員として、私は頑張っていたいただきたいと思えます。そのことに誇りを持っていただきたい。私はこのことにより町職員が身を削る思いで、このことに対して立ち向かうことが、新十津川町民から行政事務の遂行に大きな信頼と賛同を得るものと強く感じ取れると信じており、多くの住民が、私を含めて、そこをよく見ております。

特に今回の措置が、未曾有の東日本大震災を受けた地域の復興財源であり、国、地方のそれぞれの行政機関が一丸となって取り組む例外的、かつ時限的財源確保である特異なことと私は見ております。

また、我がまちの個別理由として、提案理由にありますように、いつどこで発生するかわからない災害に対し、町民の生命と財産を守るための防災と減災事業への積極的な取り組み、併せて、疲弊している地域経済の活性化を図ることが停滞しないよう配慮の一言を明確にしております。今はまち全体がこのことに一丸となって、迅速かつ的確に対応することを望むことから、私は、議案第31号、新十津川町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定については、原案のとおり賛成をするものであります。

議員各位には、どうか私の主旨にご賛同をよろしくお願い申し上げます、賛成討論といたします。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに、討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔「賛成者起立」〕

○議長（長谷川秀樹君） ご着席下さい。

起立多数です。

したがって、議案第31号、新十津川町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、議案第32号、新十津川町空き家等の適正管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

8番、後木幸里君。

○8番（後木幸里君） 今、この条例ができることによって、空き家対策が進むなという相対的に私は歓迎しているわけですが、その中で15条に、行政代執行法というのが、

ここに書かれておるのですが、私は不勉強で、この場合における空き家対策における行政代執行するということに仮になったとしたら、その代執行というのはいかなる力を持っておるのか、行政代執行法に基づく、うちのまちに仮にそういうことが執行されたとしたら、どのようなことが起こるのか、その辺について、不勉強で申し訳ないんですけども、説明を願いたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（小林 透君） それではただいまのご質問にお答え申し上げます。

行政代執行というのに関しましては、国の行政代執行法に基づいた措置でございます。本町の条例を含めて例にとりますと、まず、地域住民の福祉を著しく阻害すると、危険を及ぼすことになるというのに対しまして、まず、所有者である本人が、それを適切に命令に基づいて措置、除却等をしなければならないという形になります。

ただし、本人ができない、あるいは、しないということになった場合、それを除却等処分しなければならないという状況がありますので、本人に代わりまして行政が代わってそれを除却等するというような措置、処分ということになります。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

7番、長名實君。

○7番（長名 實君） お伺いします。この空き家等という言葉なんですが、これ、人が住んでいた住居だけを指すのか、あるいは、倉庫、車庫、工場、そしてまた、町が所有する建物等があるんですが、どれだけを指して言うんですか。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（小林 透君） それではご答弁申し上げます。

人が居住していた家も含めて、納屋だとか、あるいは物置等も含めた建物を指します。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

7番、長名實君。

○7番（長名 實君） ということは、要するに、すべての建物と解釈してよろしいですか。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（小林 透君） 基本的に、そのように解釈してよろしいかと思っております。ただし、特殊な建物、構造物ですね、看板だとか、そういった物は、人が住む物に関連してないものというのは、対象とはなりません。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございませんか。

2番、西内陽美君。

○2番（西内陽美君） この条例は、もともとは個人の資産に対する町費が取り入れられるということで、空き家に対する条例というのは今、流行りのようにあちらこちらで作っているわけなんですけど、本来は、もともと個人がきちんと最後まで処分しなければならな

いことですよね。そこに、今回、条例を制定して踏み込んでくださったことは、大変、町民の一人としては有難いと思うんですが、最終的に、この行政代執行に及ぶということが目的ではないと思うんですよね。ですから、この命令の後に罰則のようなものが公表だけになっているのですが、それが罰金というんですかね、命令に従わない場合は、罰金でもとるような形まで踏み込まなかったということは、どのようなお考えがあったのかということをお聞きしたいんですが。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（小林 透君） それではご答弁申し上げます。条例の中にもいろいろ条文として書いてございますが、空き家等を処分する際に、いろいろな段階がございます。ちょっと危ない危険な状態があると。そういう場合には、助言等をしていくと、まず最初に助言等をしていく。その次に、それでもなかなか修正されずに、なお、そのまま空き家になっているという状態になった時には、指導、あるいは勧告をしていくというような形になります。それでもなおかつ、対応がなされないという状況の時には命令をすると、町長名で命令をするという形になります。この命令というのが、行政上、処分と、行政処分という形になります。それ以前については、行政指導という形になります。行政処分という重いものを課するというところで、非常にその部分では行政としても、しっかりとした処分になるというふうに考えてございます。これについては基本的に、先ほどご意見がございましたように、まず、本人が対応してもらおうということが、本人の財産ですので、それが大前提であるということでございます。結局、それを、命令においてもしないというようなものに関しましては、基本的にその意思に欠けるようなものであろうと、それに対して罰則、罰金等を課したとしても、きっと改善はなされることはないだろうというふうに考えてございます。

そのような形を考えまして、命令等をする。それでもなおかつ対応がなされないという時に関しまして、最終の最終手段ということで行政代執行というような形をとるというふうにして考えてございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

7番、長名實君。

○7番（長名 實君） 先ほど、町長が命令をするということだったのですが、もし、町の建物でそういうのがあったら、誰が命令するのですか。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（小林 透君） 町の財産であれば、町がそれを処分するという形になります。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

8番、後木幸里君。

○8番（後木幸里君） 美しいまちづくりという観点からいくと、特に、すぐ危険性が及ぶとか、なんとかということではなく、軒が落ちたり、いろいろ見苦しい建物がかかりあ

るんですね。そういう、その美しいまちづくりの観点からは、町長の命令というか、そういうことは及ぶのか、及ばないのか、どんなものでしょう。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（小林 透君） この空き家等に対応するための、空き家等を見る視点でございますが、まず第一義的には、危険、住民に危険を及ぼすものであるかどうかという視点がございます。でもう一つについては、周辺の環境に影響を及ぼす恐れがあるかと。例えば、動植物だとかが繁茂して非常に影響があるかと。もう一つは、周辺環境、景観等に関しても影響を多大に及ぼしているかどうかという視点の3点をもって、総合的に判断するというような形になります。

ですので、景観等のみの視点だけでそれに対応していくかというふうなことになった場合には、ここに記載してあります審議会がございますので、その中で判断していただいて、最終的にどのようにしていくかというような形で対処してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、新十津川町空き家等の適正管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、議案第33号、新十津川町長及び副町長の給料に関する特別措置条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔「賛成者起立」〕

○議長（長谷川秀樹君） ご着席下さい。

起立多数です。

したがって、議案第33号、新十津川町長及び副町長の給料に関する特別措置条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、議案第34号、新十津川町教育委員会教育長の給料に関する特別措置条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔「賛成者起立」〕

○議長（長谷川秀樹君） ご着席下さい。

起立多数です。

したがって、議案第34号、新十津川町教育委員会教育長の給料に関する特別措置条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、議案第35号、新十津川町税条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号、新十津川町税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第9、議案第36号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 前もって言っておけばよかったのですが、私も何回も読んで読んで、やっと中身が解ったんですけれども、改正概要というのこの間いただきましたよね。それを見て、特定世帯に係る世帯別平等割額の減額措置の延長というのがありますね。それで、そこに下の方に国保からの移行により単身世帯となる者について、世帯割額を半分にする措置について、現在の半分为4分の1にするっていうんですよね。ということは、負担が増えるということですよ。今まで半分しか払わなくても良かったのが、今度、4分の1しか払わないということになると、今までの2分の1の分が、また、増えるということですよ。

これに対して、本町でどのくらいの人が該当するかどうかというの調べてあれば、お願いしたい。5年後の話なので、現在の人口でいったらちょっとわからないと思うのですが、これ、お願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（小林 透君） それではご答弁申し上げます。

試算をいたしました時、平成25年の5月の7日時点ということで、ご答弁申し上げたいと思いますが、特定世帯に該当する世帯が126世帯、この特定継続世帯に該当するというふうに想定される世帯が43世帯ということでございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第10、議案第37号、平成25年度新十津川町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑はございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 2点ほどお願いいたします。まず20ページ。危険空き家対策事業ということで、副町長の説明では、除去する所が3件くらいありますということだったんですけれど、その除去する場所がどこなのかということでお示し願えればお願いしたいと思います。

それと、22ページの都市公園等の管理事業というところありますね、公園管理のところ、菊水公園の木が1本枯れているので、それを伐採するというので100万円ということでしたのですけれども、処分の方法なのですけれども、今、灯油が高くなりまして、まきストーブを焚いているところが結構あると思うんですよね。それで、処分をどういうふうに考えているのか。もし、ただ切ってそのまま処分場に捨てるのか。それとも、もし、まきにするという希望者があるのであれば、そちらの方に回してもらって利用していただいた方が、経費が少し減るのかなというふうに思ったりしたものですから。そこら辺について、お伺いしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） それでは答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（小林 透君） それでは、ご質問の危険空き家対策事業のご質問にお答え申し上げます。予算では30万円を上限としてということで、3棟分というふうに予算計上をさせていただいておりますが、まだ、これがどこかということは確定してございません。審議会もこれから立ち上げた上で、その中で諮って検討していくという形になりますので、具体的にどこかということは、現在の状態では申し上げることはできません。

ただし、対象となりそうな一部損壊等を含む空き家というのが、町内には担当で把握している部分では44棟ございます。その中で、助言等が必要と思われる空き家として7棟が、助言等必要ではないかというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

次の質問、建設課長。

○建設課長（三谷和弘君） 菊水公園の樹木のことについてご答弁申し上げます。実際は、もうすでに処分させていただいております。というのは、中がもうくり抜かれたような状態の老朽化が進んでおまして、いつ倒れてもおかしくないというような危険な状態であったことから、今、発注をしております業務の中で処分をしたというものでございまして、伐採した木につきましては、一応、廃棄物として処分をさせていただきました。もう、木自体がスポンジのような状態になってございまして、一部はまき等にも使えたのかもしれませんが、すべて廃棄処分とさせていただいております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号、平成25年度新十津川町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第11、議案第38号、平成25年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号、平成25年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第1

号) は、原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第12、議案第39号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第13、議案第40号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号、北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第14、議案第41号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました議案第41号、工事請負契約の締結について。

町は、次のとおり請負契約を締結する。

1、契約の目的、西2線道路改築舗装工事その1。2、契約の方法、指名競争入札。3、工事場所、新十津川町字花月。4、契約金額、6,583万5千円。契約の相手方、樺戸郡新十津川町字中央39番地38、株式会社遠藤組、代表取締役、遠藤ユリ。

提案理由でございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

なお、裏面に参考資料として、指名業者を書いておりますし、工事の概要につきましては、町道南9号から南10号線間でございます。延長は670メートルでございます。履行期限につきましては、平成25年10月30日ということになってございます。

よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第15、議案第42号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました議案第42号、工事請負契約の締結について。

町は、次のとおり請負契約を締結する。

1、契約の目的、中央地区市街街路灯改修工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、工事場所、新十津川町字中央。4、契約金額、5,751万9千円。5、契約の相手方、砂川市東1条北5丁目1番3号、株式会社木川電機商会、代表取締役、木川邦明。

提案理由でございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

なお、裏面に同様に参考資料として、指名業者名、2として工事の概要でございます。街路灯改修ということで、くじら館前から西2線交差点までの55基でございます。なお、履行期限につきましては、平成25年12月2日までということになってございます。

以上で、提案理由及び内容のご説明に代えさせていただきます。よろしく審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります

質疑はございませんか。

7番、長名實君。

○7番（長名 實君） ちょっとお伺いします。実は、私の所にもファームステイの子供たちが大勢来ます。そんなことで、そんなに夜は出歩くことはないのですが、新十津川って暗いまちですねって。都会の子からみたら暗いと思うのかもしれないですが、それで、伺います。

この工事をすると明るさがだいぶ変わるのですか。経費というか電気料は安くなるのかもしらんけど、結果がどういうふうになるのでしょうか。その辺をお伺いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（三谷和弘君） それではお答えいたします。実際に今度、器具、灯具が変わりますので、今までの一般に言われているワット数と同等のLEDの照明器具ということでございますので、基本的には明るさがそう大きく変わることがないというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第16、意見書案第3号、2014年度国家予算編成における教育予算の確保・充実に向けた意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

4番、山田秀明君。

〔経済文教常任委員長 山田秀明君登壇〕

○経済文教常任委員長（山田秀明君） 議長の指示でございますので、説明をいたします。

意見書案第3号。提出者、賛成者は記載のとおりでございます。

2014年度国家予算編成における教育予算の確保・充実に向けた意見書。

このことについて、新十津川町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。朗読をもって説明とさせていただきます。

2014年度国家予算編成における教育予算確保、充実に向けた意見書。

義務教育費国庫負担制度は、標準的な教職員の確保として国が責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっています。また、これは地域主権を脅かすものではなく、むしろ地域主権を保障する制度であり、義務教育には必要不可欠なことから、制度の堅持と三位一体改革で削減された負担率を2分の1へ復元するなどの制度改善が求められます。

今年度の政府予算では、地方公務員の給与を2013年度までの措置である平均7.8パーセント削減の国家公務員の給与に準じて引き下げるよう各地方自治体に要請し、地方交付税、義務教育費国庫負担金の削減を決定しました。このことは、地方自治の根幹にかかわる問題であるとともに、地方分権の流れに反するものです。

教育予算では、昨年引き続き、高校授業料無償化など保護者負担軽減の予算が計上されましたが、教育現場においては、給食費、修学旅行費、テキストやドリルなどをはじめとする教材費など、保護者の負担が大きくなっています。地方交付税で措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が出ています。また、国庫負担率が2分の1から3分の1になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況も顕著になっています。教職員定数の拡充は、喫緊の課題であり、住む地域に関係なく子どもたちに行き届いた教育を保障するためには、教職員定数の改善と学級基準編成の制度改正及び30人以下学級の早期実現が不可欠です。

これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、負担率2分の1への復元など、次の事項について、教育予算の確保、充実を図るよう要望します。

記。1、義務教育費国庫負担制度の堅持及び負担率を2分の1に復元すること。2、30人以下学級の早期実現に向けて、小学校1年生から中学校3年生までの学級編成標準を順次改定すること。当面、新たな教職員定数改善計画を早期に実施すること。また、住む地域に関係なく、子どもたちの教育を保障するために、複式学級の解消に必要な教職員定数

の改善及び必要な予算の確保を図ること。3、子どもたちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭、養護教諭及び事務職員の全校配置を実現すること。4、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費などの責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年6月14日。北海道樺戸郡新十津川町議会議長、長谷川秀樹。

提出先は、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（地方分権改革担当）。以上でございます。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、意見書案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり、決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号、2014年度国家予算編成における教育予算の確保・充実に向けた意見書は、原案のとおり可決されました。

提出先は、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣といたします。

◎議員の派遣について

○議長（長谷川秀樹君） 日程第17、議員の派遣承認についてを議題といたします。

事務局より、内容の説明をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（高宮正人君） 議員研修の派遣承認について、ご説明申し上げます。

初めに、経済文教常任委員会の政務調査ですが、日程につきましては、7月29日、場所は、音更町であります。派遣議員は、議長と経済文教常任委員5名でございます。目的でございますが、畑地かんがい推進モデルほ場設置事業についての政務調査です。経費については、概算で6千円です。

次に、総務民生常任委員会の政務調査ですが、日程につきましては、7月26日、場所は、北見市であります。派遣議員は、議長と総務民生常任委員5名でございます。目的でござ

いますが、地域資産の活用と地域の活性化についての政務調査でございます。経費につきましては、概算で6千円となっております。

次に研修会についてご説明申し上げます。

初めに、北海道町村議会議長会主催の議員研修会及び議員管外視察研修です。日程は6月26日から6月27日まで、場所は厚真町、日高町及び札幌市であります。派遣議員は、全議員でございます。目的でございますが、移住、定住の促進。観光産業の振興と商業、産業の活性化についての研修です。経費につきましては、概算で26万7千円となっております。

次に、中空知ふるさと市町村圏議員交流会でございます。日程は7月5日、場所は滝川市、派遣議員は全議員でございます。経費は、概算で3万円です。

次に、中空知町議会議長会主催の議員交流会です。日程は7月18日、場所は雨竜町、派遣議員は全議員でございます。経費は、概算で3万円です。

次に、空知町村議会議長会主催の議員研修会です。日程は7月の25日、場所は浦臼町、派遣議員は全議員でございます。経費は、概算で3万円です。

次に、北海道町村議会議長会主催の議会広報研修会でございます。日程は8月20日、場所は札幌市、派遣議員につきましては、議会広報特別委員会委員5名を考えております。経費につきましては、概算で2万8千円です。

以上、議員の派遣承認の明細でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ただいま議会事務局長より説明のあったとおり、派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、新十津川町議会会議規則第122条の規定により、派遣要求のあったとおり、許可することに決定をいたしました。

◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

○議長（長谷川秀樹君） 日程第18、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを議題といたします。

本件につきましては、皆様のお手元にお配りしてございますが、それぞれの常任委員会並びに議会運営委員会から、地方自治法第109条第8項の規定及び新十津川町議会会議規則第75条の規定に基づき、申し出がございましたので、これを許可することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上をちまして、今期定例会に付議された議件はすべて議了いたしました。

したがって、平成25年第2回新十津川町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午前11時12分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員